

令和2年度

野菜価格安定制度のあらまし



愛 知 県
J A あ い ち 経 濟 連
公益社団法人 愛知県園芸振興基金協会

— 目 次 —

1 野菜価格安定制度とは	1
(1) 対象野菜	2
(2) 基礎用語	2
(3) 野菜価格安定制度のあらまし	5
(4) 野菜価格安定対策事業の仕組み	7
(5) 対象野菜及び保証基準額等	19
(6) 野菜価格安定制度における対象市場群（東海ブロックの場合）	22
(7) 参考資料	23
2 重要野菜等緊急需給調整事業	25

1 野菜価格安定制度とは

野菜は、毎日の食生活に欠かすことのできないものであるため、野菜を計画的に生産し安定供給を図ることは大変重要なことです。

しかし、野菜の生産は天候の影響を受けて作柄が変動しやすく、時として価格が著しく低下し生産者の経営が圧迫され、再生産に支障をきたす場合があります。

このため、価格低落時に生産者に一定の価格差補給金を交付することによって所得を確保し計画生産につなげようと野菜生産出荷安定法に基づき野菜価格安定制度が設けられています。

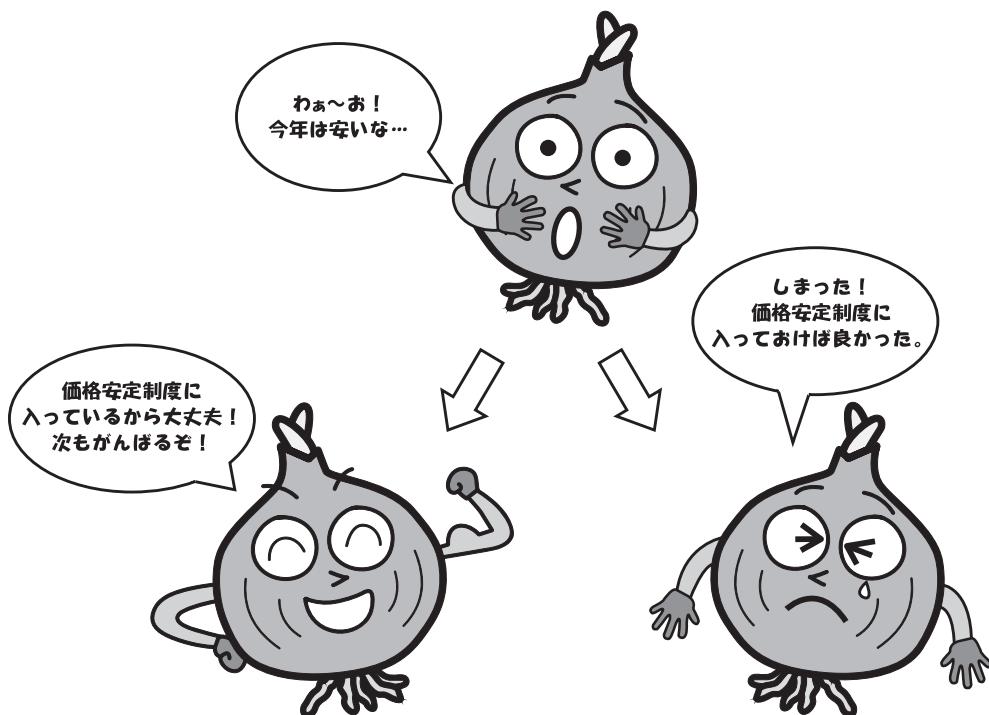
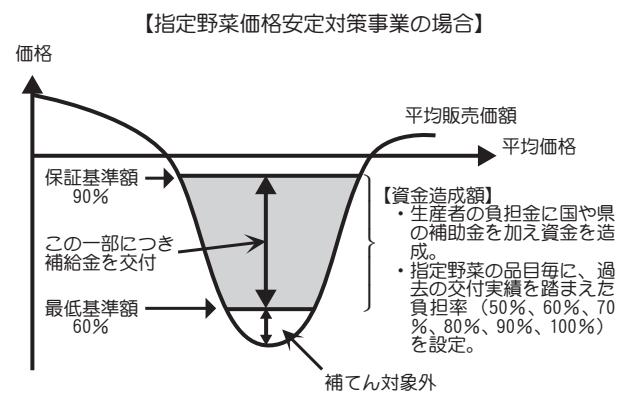
具体的には、あらかじめ生産者の負担金に国や県の補助金を加えて資金を造成し、市場に出荷した野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合に、その資金を取り崩して生産者に対し価格差補給金を交付する仕組みとなっています。

野菜の平均販売価額が保証基準額を上回っている時は価格差補給金は交付されず、造成された資金は翌年度に繰り越されます。

また、契約取引を行う野菜を対象として、価格が低落した場合の他に、数量確保や出荷調整を行った場合の経費について補給金を交付する仕組みもあります。

野菜生産出荷安定法で対象となる野菜の種類や産地規模などの要件が定められており、その要件によって資金造成の負担割合や補てん率などが異なっています。

愛知県で実施している野菜価格安定対策事業には、指定野菜価格安定対策事業・特定野菜等供給産地育成価格差補給事業・契約指定野菜安定供給事業があります。



(1) 対象野菜

対象野菜は、下表のとおり国や県が定めたものです。全国的に生産量及び消費量が多く、国民生活からみて重要なもので、生産出荷の安定を図ることが特に望ましい野菜としての「指定野菜」と、これに準ずる野菜としての「特定野菜」があります。

区分	対象となる野菜の種類	適用
指定野菜	キャベツ(春、夏秋、冬)、だいこん(秋冬)、たまねぎ、はくさい(秋冬)	野菜生産出荷安定法施行令第1条に定める野菜(14種類30種別)
	だいこん(春、夏)、にんじん(春夏、秋、冬)、はくさい(春、夏)、レタス(春、夏秋、冬)	
	きゅうり(夏秋、冬春)、さといも(秋冬)、トマト(夏秋、冬春)、なす(夏秋、冬春)、ねぎ(春、夏、秋冬)、ばれいしょ、ピーマン(夏秋、冬春)、ほうれんそう	
特定野菜	アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン(温室メロンを除く)、やまのいも、れんこん	野菜生産出荷安定法施行規則第8条に定める野菜(29種類)

(注) 1 太文字の野菜は、令和元年度現在、本県の生産者がこの制度に加入しているものです。

2 対象野菜は、一定の規格に適合するものでなければなりません。

(2) 基礎用語

① 業務区分

対象野菜と対象市場群と対象出荷期間との組み合わせで業務区分を定めています。

この業務区分は、業務の実施単位であり指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の契約を結ぶまでの基本をなすもので業務区分ごとに業務対象年間、保証基準額、最低基準額及び資金造成額を定めます。

業務区分		
対象野菜	対象市場群(ブロック)	対象出荷期間
冬キャベツ	関東	11月1日～12月31日

② 業務対象年間

指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の契約期間というべきもので、各業務区分とも対象出荷期間を3回含むあおむね3年間(以下「3年間」という。)としています。

なお、近年では、補給金が交付された場合等、全業務区分の業務対象年間の短縮を毎年行っています。

③ 保証基準額

過去6年間の中央卸売市場の各野菜の卸売価格を物価指数で修正した価格の平均（平均価格）に係数を乗じた数値のことです。

なお、平成30年3月29日付で、平成23年度から平成28年度の6年間の平均価格に基づいた保証基準額に改定されました。

指定野菜価格安定対策事業の係数	0.9
特定野菜供給産地育成価格差補給事業の係数	0.8
指定野菜供給産地育成価格差補給事業の係数	0.9

④ 最低基準額

平均価格の60%相当（特定野菜供給産地育成価格差補給事業は55%相当）を標準としています。

平均販売価額が最低基準額を下回った場合、その下回った額の分については交付の対象となりません。

⑤ 最低基準額の特例申込み

登録出荷団体等の選択によって、最低基準額とみなす特例申込みの道が開かれています。

事業名	特例の種類	最低基準額	申込要件
指定野菜価格 安定対策事業	特例50	最低基準額の60分の50に相当する額	重要野菜、調整野菜及び一般指定野菜の申込みについては、産地強化計画が必要となります。
	特例55	最低基準額の60分の55に相当する額	調整野菜及び一般指定野菜の申込みについては、産地強化計画が必要となります。
	特例65	最低基準額の60分の65に相当する額	なし
	特例70	最低基準額の60分の70に相当する額	
特定野菜供給 産地育成価格 差補給事業	特例45	最低基準額の11分の9に相当する額 を最低基準額とみなす	産地強化計画を策定し、愛知県 知事の認定が必要
	特例50	最低基準額の11分の10に相当する額 を最低基準額とみなす	
	特例60	最低基準額の11分の12に相当する額 を最低基準額とみなす	なし
指定野菜供給 産地育成価格 差補給事業	特例50	最低基準額の6分の5に相当する額 を最低基準額とみなす	産地強化計画を策定し、愛知県 知事の認定が必要
	特例55	最低基準額の12分の11に相当する額 を最低基準額とみなす	産地強化計画を策定し、愛知県 知事の認定が必要（キャベツ、 秋冬だいこん、たまねぎ及び秋冬はくさいを除く）
	特例65	最低基準額の12分の13に相当する額 を最低基準額とみなす	なし
	特例70	最低基準額の6分の7に相当する額 を最低基準額とみなす	なし

⑥ 平均販売価額

対象出荷期間について、旬別（ただし、さといも、たまねぎ及びばれいしょにあっては、月別。）に算定することになっています。

⑦ 対象市場群

事業の対象とする市場等のことを対象市場群と言います。全国を10ブロック（北海道～沖縄）の対象市場群に区分しています。（東海ブロックP22参照）

⑧ 野菜指定産地

指定野菜について、集団的に安定した野菜産地として育成することが必要と認められる区域を、野菜生産出荷安定法に基づき農林水産大臣が指定します。

⑨ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の対象産地

野菜指定産地に準ずるもので、愛知県知事は、特定野菜等の産地からの申請に基づき、一定の要件に適合している場合に、東海農政局長と協議の上、選定します。

⑩ 供給計画

各産地が安定的な供給を行うための出荷計画です。

⑪ 産地強化計画

各産地の特性や意向を踏まえ、加工・業務用野菜の増加といった需要動向の変化に対応するため、産地ごとに明確な目標を定めた計画です。

⑫ 交付準備金

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業において、価格差補給交付金を交付するために、県と生産者から積み立てられたものと言います。

⑬ 生産資材費高騰の特例申込み

野菜生産に必要な燃油、肥料等の資材費が著しく高騰し、野菜の価格が低落した場合に、事業の申込み期限までに、資材の利用を削減する産地強化計画を作成した産地の対象野菜の保証基準額を引き上げる仕組みです。

対象となる野菜は以下の表のとおりです。

資材費高騰の特例申込みの対象となる野菜の種類

冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす、冬春ピーマン、
夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす、夏秋ピーマン、春夏にんじん、
冬レタス（10／16～11／30出荷分を除く）

(3) 野菜価格安定制度のあらまし

	事業名	対象産地の要件	対象野菜	保証基準額	最低基準額	資金造成の負担割合			補てん率	補給金の交付	備考																							
						国	県	生産者																										
野菜価格安定対策事業	①指定野菜価格安定対策事業 (野菜生産出荷安定事業)	<ul style="list-style-type: none"> ●野菜指定産地であること ○作付面積 <ul style="list-style-type: none"> 葉茎菜類、根菜類：20ha以上 果菜類（夏秋もの）：12ha以上 果菜類（冬春もの）：8ha以上 <複合産地指定の場合> <ul style="list-style-type: none"> 葉茎菜類、根菜類：16ha以上 果菜類（夏秋もの）：10ha以上 果菜類（冬春もの）：6ha以上 ○共同出荷率 2/3以上 <ul style="list-style-type: none"> 作付面積が50ha（きゅうり・トマト・なす・ピーマンは30ha（夏秋）または20ha（冬春）、さといも・ほうれんそうは20ha、ねぎは25ha）以上である場合には1/2以上。ただし、出荷単収要件を満たすこと。 	<p>指 定 野 菜 (重 要 野 菜)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="6">90%</td> <td rowspan="6"> 平均価格の 65% (最低基準額50%を選択した場合、上乗せ造成部分（特定造成）は50%) 60% (最低基準額50%、55%を選択した場合、上乗せ造成部分は50%) 他に 50% 55% 65% 70% </td> <td rowspan="6"> 平均価格の 17.5% (同左25%) 17.5% (同左25%) </td> <td rowspan="6"> 産地区別 0.9 0.8 0.7 (特別補給金0.1上乗せあり) </td> <td rowspan="6"> (独)農畜産業振興機構 ↓ JAあいち経済連 ↓ 農協 ↓ 生産者 </td> </tr> <tr> <td>指 定 野 菜 (調整野菜及び一般指定野菜)</td> </tr> <tr> <td>60%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>(同左25%)</td> <td>(同左25%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	90%	平均価格の 65% (最低基準額50%を選択した場合、上乗せ造成部分（特定造成）は50%) 60% (最低基準額50%、55%を選択した場合、上乗せ造成部分は50%) 他に 50% 55% 65% 70%	平均価格の 17.5% (同左25%) 17.5% (同左25%)	産地区別 0.9 0.8 0.7 (特別補給金0.1上乗せあり)	(独)農畜産業振興機構 ↓ JAあいち経済連 ↓ 農協 ↓ 生産者	指 定 野 菜 (調整野菜及び一般指定野菜)	60%	20%	20%	(同左25%)	(同左25%)														供給計画通り出荷しないと、その度合いに応じて補給金が削減されます。						
90%	平均価格の 65% (最低基準額50%を選択した場合、上乗せ造成部分（特定造成）は50%) 60% (最低基準額50%、55%を選択した場合、上乗せ造成部分は50%) 他に 50% 55% 65% 70%	平均価格の 17.5% (同左25%) 17.5% (同左25%)	産地区別 0.9 0.8 0.7 (特別補給金0.1上乗せあり)						(独)農畜産業振興機構 ↓ JAあいち経済連 ↓ 農協 ↓ 生産者																									
										指 定 野 菜 (調整野菜及び一般指定野菜)																								
										60%	20%	20%																						
										(同左25%)	(同左25%)																							
野菜価格安定対策事業	<p>②特定野菜等供給産地育成価格差補給事業</p> <p>指定野菜供給産地育成価格差補給事業</p> <p>特定野菜供給産地育成価格差補給事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事業対象産地であること ○作付面積 <ul style="list-style-type: none"> 概ね10ha以上（果菜類：概ね 5ha以上） <複合産地育成型の場合> 概ね 7ha以上（果菜類：概ね 3ha以上） <中山間産地育成型の場合> 概ね 5ha以上（果菜類：概ね 3ha以上） ○共同出荷率 概ね 1/2以上 <ul style="list-style-type: none"> ●事業対象産地であること ○作付面積 <ul style="list-style-type: none"> 概ね 5ha以上 [ただし、こまつな、しゅんぎく、ちんげんさい、みずな及びみつばは概ね 3 ha以上、生しいたけは概ねほど木 5 万本相当以上（培地重量 1 キログラム相当の菌床あおむね15万個）] ○共同出荷率 概ね 2/3以上 <複合産地育成型の場合> 概ね 1/2以上 	<p>指 定 野 菜 (ただし、たまねぎ、ぱれいしょは複合産地育成型のみ対象)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="6">90%</td> <td rowspan="6"> 60% 他に 50% 55% 65% 70% </td> <td rowspan="6"> 50% </td> <td rowspan="6"> 25% </td> <td rowspan="6"> 25% </td> <td rowspan="6"> 0.8 </td> <td rowspan="6"> (公社)愛知県園芸振興基金協会 ↓ 農協 ↓ 生産者 </td> </tr> <tr> <td>特 定 野 菜 (指定野菜に準ずる野菜)</td> </tr> <tr> <td>55%</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>他に 45% 50% 60%</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	90%	60% 他に 50% 55% 65% 70%	50%	25%	25%	0.8	(公社)愛知県園芸振興基金協会 ↓ 農協 ↓ 生産者	特 定 野 菜 (指定野菜に準ずる野菜)	55%	1/3	1/3	1/3	他に 45% 50% 60%	50%	25%	25%															特例申込みの場合において、出荷実績数量が供給計画数量に対して1/5以上の乖離があったときは補給金が削減されることがあります。 ※指定野菜： 特例50、55の場合 特定野菜： 特例45、50の場合
90%	60% 他に 50% 55% 65% 70%	50%	25%								25%	0.8	(公社)愛知県園芸振興基金協会 ↓ 農協 ↓ 生産者																					
														特 定 野 菜 (指定野菜に準ずる野菜)																				
														55%	1/3	1/3	1/3																	
														他に 45% 50% 60%	50%	25%	25%																	
野菜価格安定対策事業	<p>③契約野菜安定供給事業</p> <p>契約指定野菜安定供給事業</p> <p>契約特定野菜等安定供給促進事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●出荷者の要件 <ul style="list-style-type: none"> ○野菜指定産地の農協等又は登録生産者であること ●対象となる契約取引 <ul style="list-style-type: none"> ○出荷者と実需者が当事者であること ○予め書面にて契約されたものであること <ul style="list-style-type: none"> ●出荷者の要件 <ul style="list-style-type: none"> ○特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の対象産地の農協等又は相当規模生産者であること ●対象となる契約取引 <ul style="list-style-type: none"> ○出荷者と実需者が当事者であること ○予め書面にて契約されたものであること 	<p>指 定 野 菜</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2"> 取り組むタイプにより異なります。 (18ページ参照。) </td> <td rowspan="2"> 50% </td> <td rowspan="2"> 25% </td> <td rowspan="2"> 25% </td> <td rowspan="2"> 取り組むタイプにより異なります。 (18ページ参照。) </td> <td rowspan="2"> (独)農畜産業振興機構 ↓ JAあいち経済連 ↓ 農協 ↓ 生産者 登録生産者 </td> </tr> <tr> <td>特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の対象野菜</td> </tr> </table>	取り組むタイプにより異なります。 (18ページ参照。)	50%	25%	25%	取り組むタイプにより異なります。 (18ページ参照。)	(独)農畜産業振興機構 ↓ JAあいち経済連 ↓ 農協 ↓ 生産者 登録生産者	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の対象野菜																								
取り組むタイプにより異なります。 (18ページ参照。)	50%	25%	25%							取り組むタイプにより異なります。 (18ページ参照。)	(独)農畜産業振興機構 ↓ JAあいち経済連 ↓ 農協 ↓ 生産者 登録生産者																							
				特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の対象野菜																														

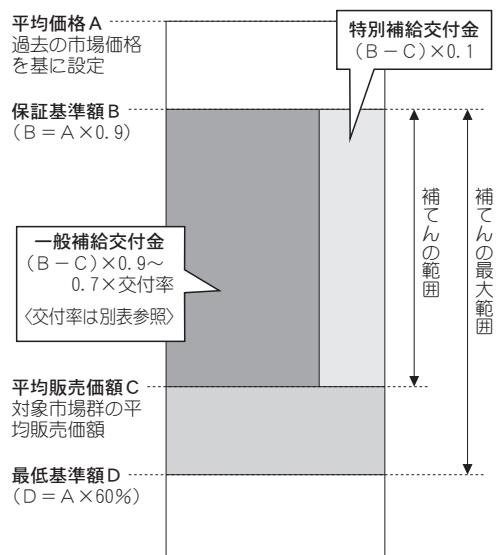
注1 最低基準額欄の〔 〕内は、特例申込みにより選択できます。（P 19～22参照）

2 春キャベツ始め8種別は、負担割金×50%負担率。冬キャベツ始め6種別は、負担割金×70%負担率。令和2年度8月31日申込み以降は、春キャベツ始め5種別は50%負担率。冬春トマトは60%負担率。冬キャベツ始め4種別は70%負担率。春だいこん・夏秋なすは80%負担率。秋冬はくさいは90%負担率。冬レタスは100%負担率。

3 資材高騰の特例を受ける品目については、特例適用時保証基準額及び最低基準額を5%引き上げる。

(4) 野菜価格安定対策事業の仕組み

①指定野菜価格安定対策事業



	重要野菜	調整野菜・一般野菜
産地区分	I	I
資金造成単価	$(B - D) \times 90\%$	$(B - D) \times 90\%$
一般補給交付金交付単価	$(B - C) \times 0.9 \times \text{交付率}(100\sim50\%)$	$(B - C) \times 0.9 \times \text{交付率}(100\sim75\%)$
特別補給交付金交付単価	$(B - C) \times 0.1$	$(B - C) \times 0.1$
負担区分		
国	65%	60%
県	17.5%	20%
生産者	17.5%	20%

・産地区分による補てん率

区分	産地の要件	補てん率	
		基本	供給計画の±6%未満での出荷が達成
I	次の①及び②の要件を満たす出荷団体等 ① 交付予約を行う事業年度の前年度以前における直近3カ年の各年度ごとの計画的出荷割合が100分の120未満であって、当該3カ年の各年度ごとの計画的出荷割合の平均が100分の110未満であること。 ② 産地強化計画を策定していること。	90%	100%
II	次の①及び②の要件を満たす出荷団体等 ① 交付予約を行う事業年度の前年度以前における直近3カ年の各年度ごとの計画的出荷割合が100分の140未満であって、第I区分の①に該当しないこと。 ② 産地強化計画を策定していること。	80%	90%
III	交付予約を行う事業年度の前年度以前における直近3カ年のいずれかの年度の計画的出荷割合が100分の140以上である出荷団体等又は産地強化計画を策定していない出荷団体等	70%	80%

一般補給交付金：保証基準額と平均販売価額の差額の10分の9に交付率を乗じた値 $[(B - C) \times 0.9 \times \text{交付率}]$ が交付単位となります。なお、交付率は、供給計画数量と出荷実績を对比し、その差の程度（認定区分）により次ページ表のとおり定められています。

特別補給交付金：供給計画数量と出荷実績の差が±6%未満の場合、保証基準額と平均販売価額の差額の10分の1 $[(B - C) \times 0.1 \times \text{交付率}]$ が交付されます。

・供給計画数量と出荷実績との乖離による交付率

重要野菜・調整野菜・一般指定野菜

出荷数量の計画からの差異の程度		認定区分	一般補給金 交付率	特別補給金 交付率
出荷数量合計について の差異	月別合計についての差異			
6%未満	20%未満の月が計画月 の2／3以上	A (範囲内)	10分の10	一般補給金の 9分の1(注)
20%未満		A	10分の10	
20%以上 30%未満		B	10分の8	
30%以上 40%未満		C	10分の7	
40%以上 50%未満		D	10分の6	
50%以上 60%未満		E	10分の5	
60%以上		F	10分の4	

(注) 特別補給金の産地区分 I は一般補給金の 9 分の 1、II は 8 分の 1、III は 7 分の 1 となります。

・生産者の負担額の求め方は……

補給金を交付するための資金は、あらかじめ、生産者の負担金と、国及び県の補助金をもって、積み立てられます。この資金造成額を求める方法は、次のとあります。

- (1) 資金造成単価 = (保証基準額 - 最低基準額) × 補てん率
- (2) 資金造成総額 = 資金造成単価 × 交付予約数量
- (3) 資金造成総額 (負担軽減後) = 資金造成総額 × 種別負担率
- (4) 生産者負担金 = 資金造成総額 (負担軽減後) × 生産者負担割合

まず、(1)式により資金造成の単価を求め、次に(2)式によりその単価に交付予約数量を乗じて資金造成総額を求めます。次に(3)式により、(2)式で求めた資金造成総額に種別負担率を乗じて負担軽減後の資金造成総額を求めます。この、資金造成総額 (負担軽減後) に、(4)式により生産者負担率を乗じて算出された額が生産者の負担額になります。

種別負担率は種別により異なりますので、19ページを参照ください。

・補給金交付額の求め方は……

出荷市場の価格が著しく低落した場合、価格差補給金の交付額がいくらになるのかを求める方法は次のとあります。

- (1) 補給金単価 = (保証基準額 - 平均販売価額) × 補てん率
- (2) 補給金交付額 = 補給金単価 × 交付対象出荷数量 × 交付率 (計画と実績の判定)

まず、(1)式により補給金の単価を求め、次に(2)式によりその単価に交付対象出荷数量と交付率を乗じて交付額を求めます。交付率は上記の表を参照下さい。

なお、平均販売価額が最低基準額を下回ったときは、平均販売価額に代えて最低基準額を用いて計算します。

ここで、注意すべき点は、

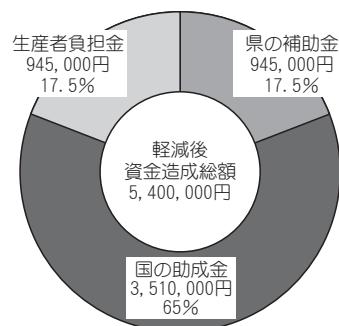
- ① (1)式中の**平均販売価額**は、日々上下している価格を旬別に平均した価格（「たまねぎ」については月別に平均した価格）であること
- ② (2)式中の**交付対象出荷数量**は予約数量が上限となり、交付予約数量を超えて出荷されたものは対象にならないこと
- ③ 軽減後資金造成額（資金造成総額×種別負担率）を補給金交付額が上回った場合、必要額をすぐに造成をするか、上回った分の補給金を辞退する必要があること
- ④ 対象出荷期間内の出荷数量が交付予約数量を上回る場合には、交付予約数量を対象出荷期間内の旬別の出荷比率で按分した数量となること
- の4つです。

＜生産者負担額及び補給金交付額算出の具体例＞

事例 指定野菜価格安定対策事業 産地区分：I、種別負担率 50%
 重要野菜 対象出荷期間 4-5 交付予約数量：400 t 標準
 平均価格：100円 対象出荷期間の出荷数量：420 t の場合

【生産者負担額】

$$\begin{aligned}
 \text{資金造成単価} &= (\text{保証基準額} - \text{最低基準額}) \times \text{補てん率} \\
 &= (90\text{円} - 60\text{円}) \times 0.9 \\
 &= 27\text{円} \\
 \text{資金造成総額} &= \text{資金造成単価} \times \text{交付予約数量} \\
 &= 27\text{円} \times 400,000\text{kg} \\
 &= 10,800,000\text{円} \\
 \text{軽減後資金造成額} &= \text{資金造成総額} \times \text{種別負担率} \\
 &= 10,800,000\text{円} \times 0.5 \\
 &= 5,400,000\text{円} \\
 \text{生産者負担額} &= \text{資金造成総額} \times \text{負担割合} \\
 &= 5,400,000\text{円} \times 17.5\% \\
 &= 945,000\text{円}
 \end{aligned}$$



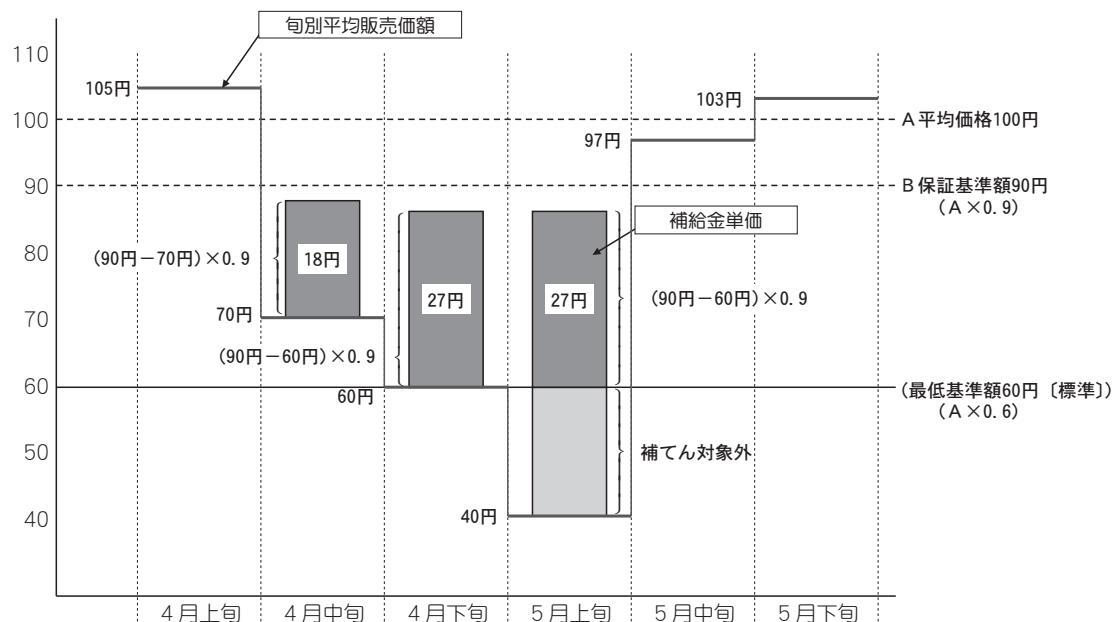
・単価、種別負担率、負担割合は品目により異なります。

【補給金交付額】

<平均販売価額と補給金単価>

対象出荷期間	月別	旬別平均販売価額(円)	試算式	補給金単価(円)
4月～5月	4月	上 105	交付されない	—
		中 70	(90円 - 70円) × 0.9 =	18
		下 60	(90円 - 60円) × 0.9 =	27
	5月	上 40	(90円 - 60円) × 0.9 =	27
		中 97	交付されない	—
		下 103	交付されない	—

対象出荷期間のうち、補給金交付の対象となるのは、4月中、下旬、5月上旬となります。



<出荷数量と交付対象数量>

対象出荷期間内の出荷数量が交付予約数量を上回るため、交付対象数量を按分して算出します。

$$\text{旬別交付対象数量} = \frac{\text{旬別の出荷数量}}{\text{対象出荷期間内の出荷数量の合計}}$$

交付予約数量(t)	月別	旬別出荷数量(kg)	試算式	旬別交付対象数量(kg)
400	4月	上 30,000	$400t \times 30,000 / 420,000 =$	28,571
		中 110,000	$400t \times 110,000 / 420,000 =$	104,762
		下 120,000	$400t \times 120,000 / 420,000 =$	114,286
	5月	上 80,000	$400t \times 80,000 / 420,000 =$	76,190
		中 60,000	$400t \times 60,000 / 420,000 =$	57,143
		下 20,000	$400t \times 20,000 / 420,000 =$	19,048
計		420,000	—	400,000

$$\text{補給金交付額} = \text{補給金単価} \times \text{交付対象数量}$$

4月中旬 : 18円 × 104,762kg = 1,885,716円

4月下旬 : 27円 × 114,286kg = 3,085,722円

5月上旬 : 27円 × 76,190kg = 2,057,130円

合計

7,028,000円

※千円未満切り捨て

・野菜指定産地一覧

合計33产地：R2.5 現在

種 別	指定産地名	区 域	要件緩和措置		備 考
			複 合	共販特例	
春 キ ャ ベ ツ	稻 沢	稻沢市	○		
	渥 美	田原市		○	
冬 キ ャ ベ ツ	豊 橋	豊橋市		○	
	渥 美	田原市		○	
	豊 川 宝 飯	豊川市	○		
	稻 沢	稻沢市	○		
	知 多	常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、半田市	○	○	
冬 春 き ゆ う り	西 三 河	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市	○	○	
春 だ い こ ん	江 南	江南市	○		
	愛 西	愛西市		○	
た ま ね ぎ	碧 南 西 尾	碧南市、西尾市	○	○	
	知 多	常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	○	○	
冬 春 ト マ ト	海 部	津島市、愛西市、弥富市、飛島村	○	○	
	渥 美	田原市		○	☆
	豊 橋	豊橋市		○	
	豊 川 宝 飯	豊川市	○	○	
夏 秋 な す	岡 崎 額 田	岡崎市、幸田町			
冬 春 な す	愛 知 西	一宮市、稻沢市	○		
	西 三 河	岡崎市、碧南市、安城市、西尾市、幸田町		○	
	豊 橋	豊橋市		○	☆
	弥 富	弥富市	○		☆
冬 に ん じ ん	碧 南 西 尾	碧南市、西尾市		○	
	愛 西	愛西市			
秋 冬 ね ぎ	尾 張 西 部	一宮市、江南市、岩倉市	○		
春 は く さ い	愛 知 西	一宮市、稻沢市	○		
秋 冬 は く さ い	愛 知 西	一宮市、稻沢市	○		
	豊 橋	豊橋市		○	
	豊 川	豊川市（旧小坂井の区域は除く）	○		
	三 好 豊 田	豊田市、みよし市			
	江 南	江南市	○		
ほ う れ ん そ う	尾 張 西 部	一宮市、稻沢市、清須市、北名古屋市	○	○	
冬 レ タ ス	田 原	田原市			
	西 知 多	東海市、知多市	○		

(注) 1 ☆印は、指定野菜価格安定対策事業に加入していない産地を示します。

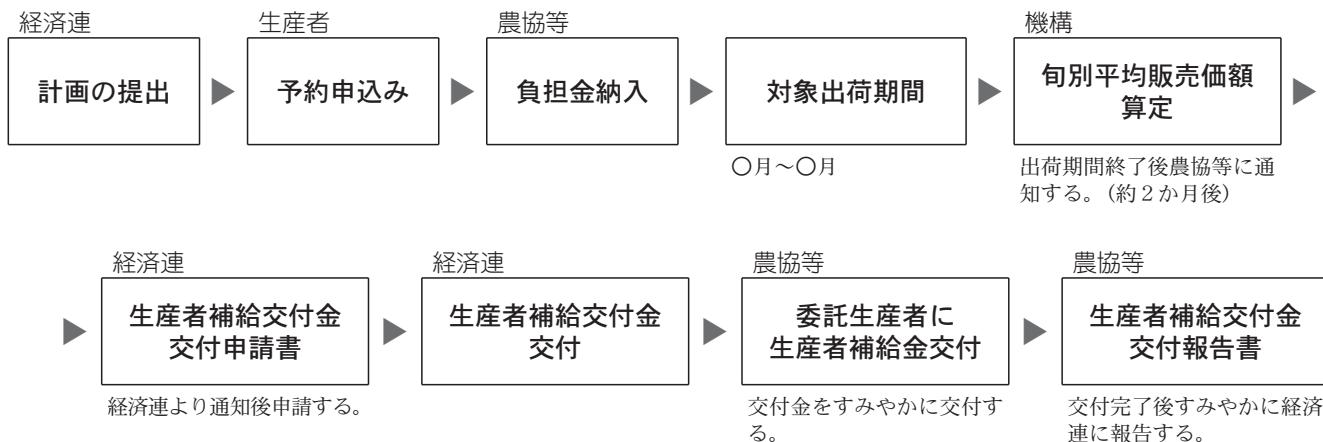
2 複合産地は、複数の野菜種別について指定産地として指定されている区域で、面積要件が緩和されています。

3 共販特例産地は、以下を満たす産地で、共同出荷要件が2/3以上から1/2以上に緩和されます。

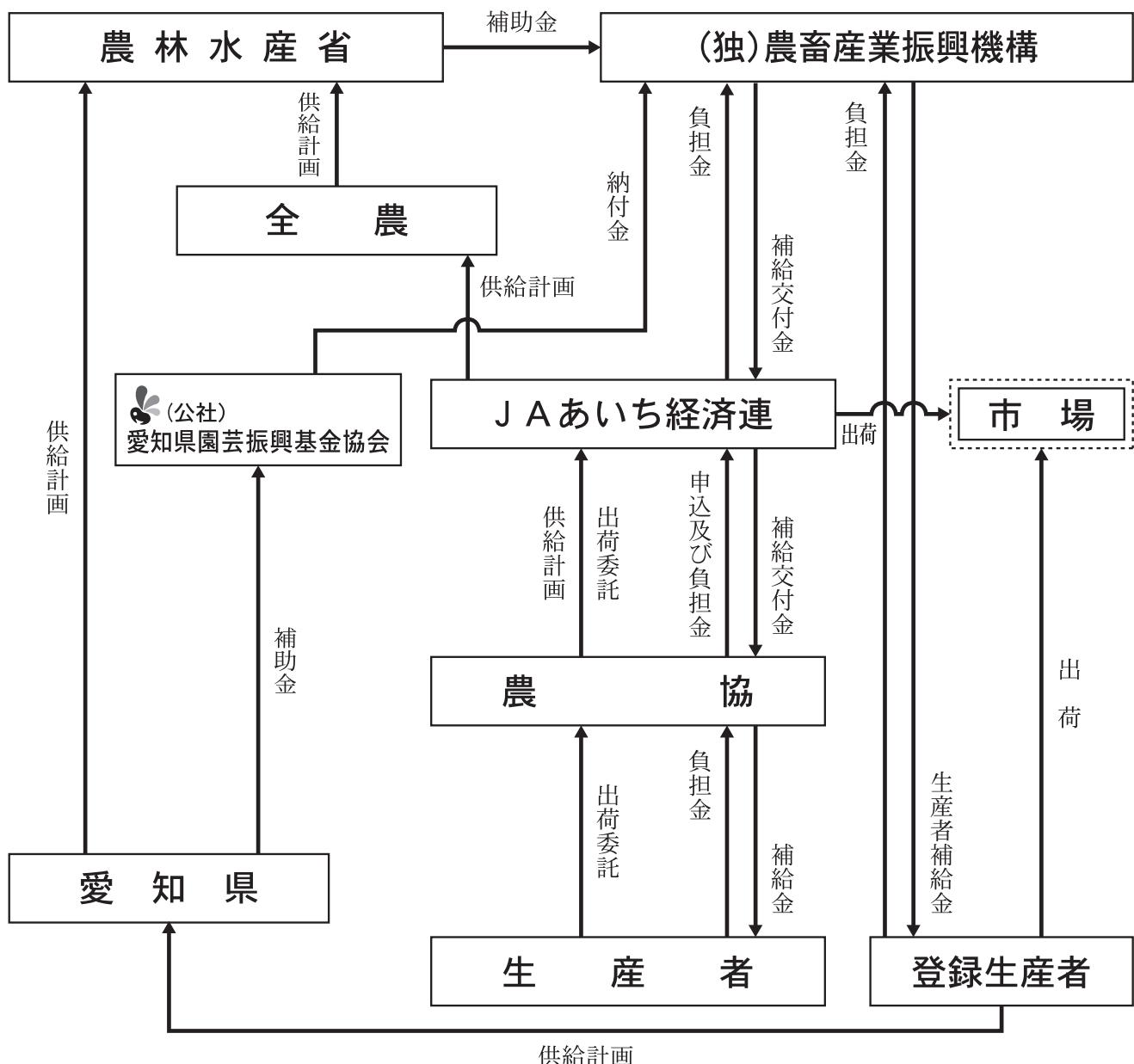
①当該指定野菜の作付面積が50ha（きゅうり・トマト・なす・ピーマンは30ha（夏秋）または20ha（冬春）、さといも・ほうれんそうは20ha、ねぎは25ha）以上。

②出荷単収が全国又は愛知県のおおむねの出荷単収以上。

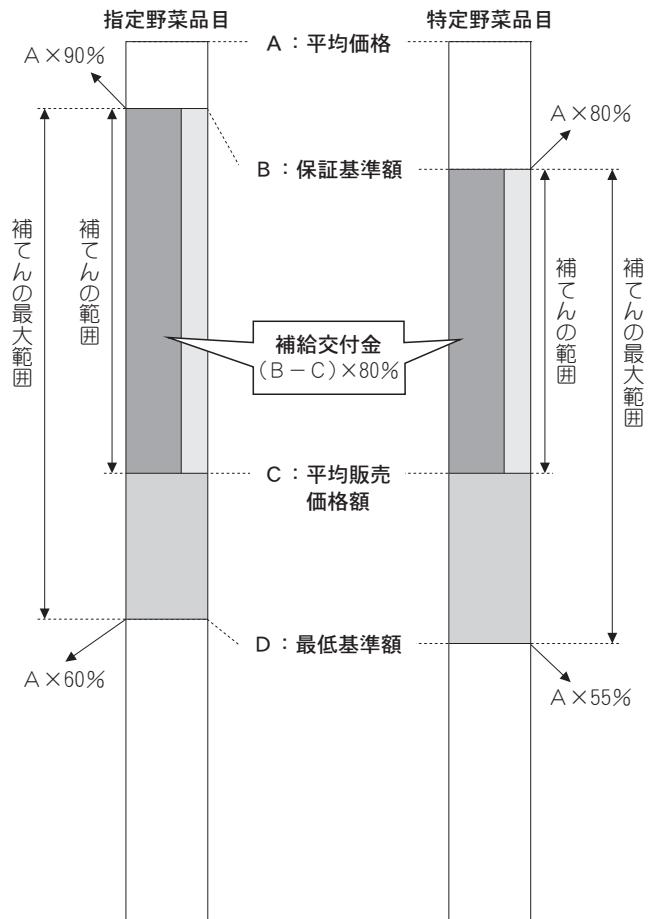
・補給金が生産者に支払われるまで



・指定野菜価格安定対策事業の事務手続き



②特定野菜等供給産地育成価格差補給事業



	指定野菜品目	特定野菜品目	重要特定野菜品目 [かぼちゃ スイートコーン ブロッコリー アスパラガス]			
資金造成単価	$(B - D) \times 80\%$					
交付単価	$(B - C) \times 80\%$					
負担区分	国	50%	1/3	50%		
	県	25%	1/3	25%		
	生産者	25%	1/3	25%		

- 補てん率は一律80%です。

- 生産者の負担額の求め方は……

補給金を交付するための資金は、あらかじめ、生産者の負担金と、国及び県の補助金をもって、積み立てられます。この資金造成額を求める方法は、次のとあります。

- (1) 資金造成単価 = (保証基準額 - 最低基準額) × 補てん率
- (2) 資金造成総額 = 資金造成単価 × 交付予約数量
- (3) 生産者負担金 = 資金造成総額 × 生産者負担割合

まず、(1)式により資金造成の単価を求め、次に(2)式によりその単価に交付予約数量を乗じて資金造成総額を求めます。この資金造成総額に、(3)式により生産者負担割合を乗じて算出された額が負担額になります。

なお、造成した資金より交付された補給金が少ない場合、残額は翌年度の資金に充当されます。

- ・補給金交付額の求め方は……

出荷市場の価格が著しく低落した場合、価格差補給金の交付額がいくらになるのかを求める方法は次のとあります。

$$(1) \text{ 補給金単価} = (\text{保証基準額} - \text{平均販売価額}) \times \text{補てん率}$$

$$(2) \text{ 補給金交付額} = \text{補給金単価} \times \text{交付対象出荷数量}$$

まず、(1)式により補給金の単価を求め、次に(2)式によりその単価に交付対象出荷数量を乗じて交付額を求めます。

なお、平均販売価額が最低基準額を下回ったときは、平均販売価額に代えて最低基準額を用いて計算します。

ここで、注意すべき点は、

- ① (1)式中の平均販売価額は、日々上下している価格を旬別に平均した価格（「たまねぎ」「秋冬さといも」「ばれいしょ」については月別に平均した価格）であること
- ② (2)式中の交付対象出荷数量は予約数量が上限となり、交付予約数量を超えて出荷されたものは対象にならないこと
- ③ 対象出荷期間内の出荷数量が交付予約数量を上回る場合には、交付予約数量を対象出荷期間内の旬別の出荷比率で按分した数量となること

の3つです。

＜生産者負担額及び補給金交付額算出の具体例＞

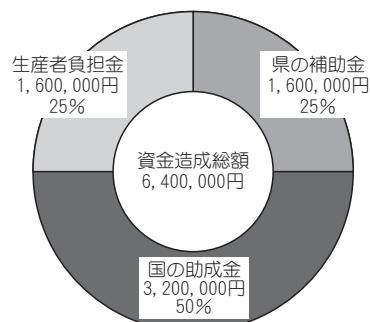
事例 指定野菜供給産地育成価格差補給事業
対象出荷期間：4～5月 交付予約数量：200 t 特例：50
平均価格：100円 対象出荷期間の出荷数量：210 t の場合

【生産者負担額】

$$\begin{aligned}\text{資金造成単価} &= (\text{保証基準額} - \text{最低基準額}) \times \text{補てん率} \\ &= (90円 - 50円) \times 0.8 \\ &= 32円\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{資金造成総額} &= \text{資金造成単価} \times \text{交付予約数量} \\ &= 32円 \times 200,000kg \\ &= 6,400,000円\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{生産者負担額} &= \text{資金造成総額} \times \text{負担割合} \\ &= 6,400,000円 \times 25\% \\ &= 1,600,000円\end{aligned}$$

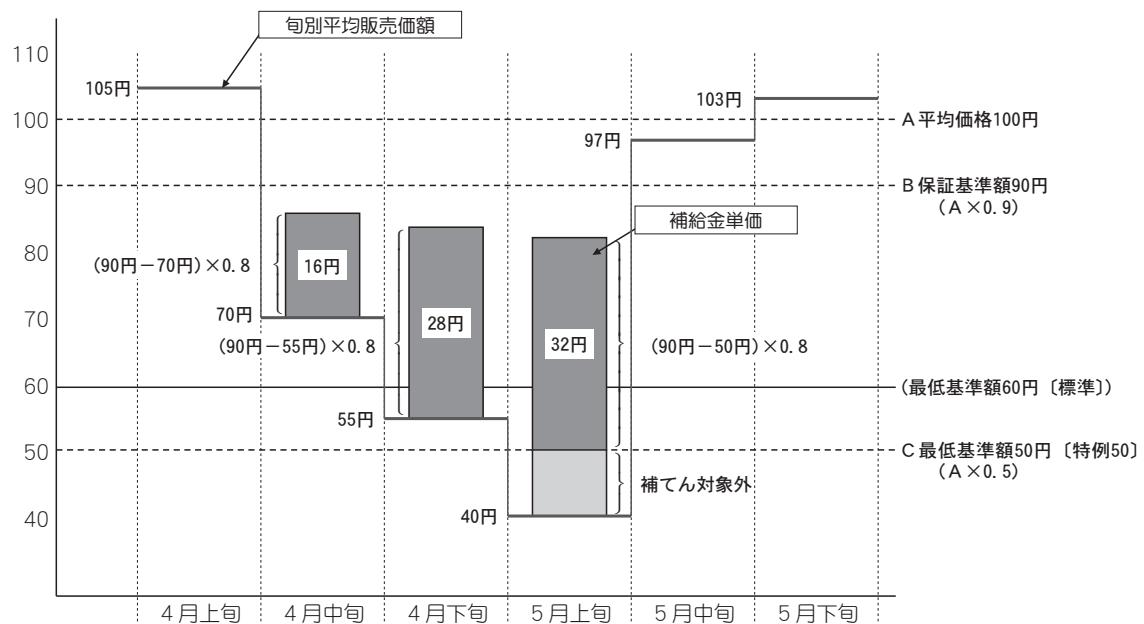


【補給金交付額】

<平均販売価額と補給金単価>

対象出荷期間	月別	旬別平均販売価額(円)	試算式	補給金単価(円)
4月～5月	4月	上 105	交付されない	—
		中 70	(90円 - 70円) × 0.8 =	16
		下 55	(90円 - 55円) × 0.8 =	28
	5月	上 40	(90円 - 50円) × 0.8 =	32
		中 97	交付されない	—
		下 103	交付されない	—

対象出荷期間のうち、補給金交付の対象となるのは、4月中、下旬、5月上旬となります。



<出荷数量と交付対象数量>

対象出荷期間内の出荷数量が交付予約数量を上回るため、交付対象数量を按分して算出します。

$$\text{旬別交付対象数量} = \frac{\text{旬別の出荷数量}}{\text{対象出荷期間内の出荷数量の合計}}$$

交付予約数量(t)	月別	旬別出荷数量(kg)	試算式	旬別交付対象数量(kg)
200	4月	上 10,000	$200t \times 10,000 / 210,000 =$	9,524
		中 60,000	$200t \times 60,000 / 210,000 =$	57,143
		下 60,000	$200t \times 60,000 / 210,000 =$	57,143
	5月	上 40,000	$200t \times 40,000 / 210,000 =$	38,095
		中 30,000	$200t \times 30,000 / 210,000 =$	28,571
		下 10,000	$200t \times 10,000 / 210,000 =$	9,524
計		210,000	—	200,000

$$\text{補給金交付額} = \text{補給金単価} \times \text{交付対象数量}$$

$$4\text{月中旬} : 16 \text{円} \times 57,143 \text{kg} = 914,288 \text{円}$$

$$4\text{月下旬} : 28 \text{円} \times 57,143 \text{kg} = 1,600,004 \text{円}$$

$$5\text{月上旬} : 32 \text{円} \times 38,095 \text{kg} = 1,219,040 \text{円}$$

合計

3,733,332円]

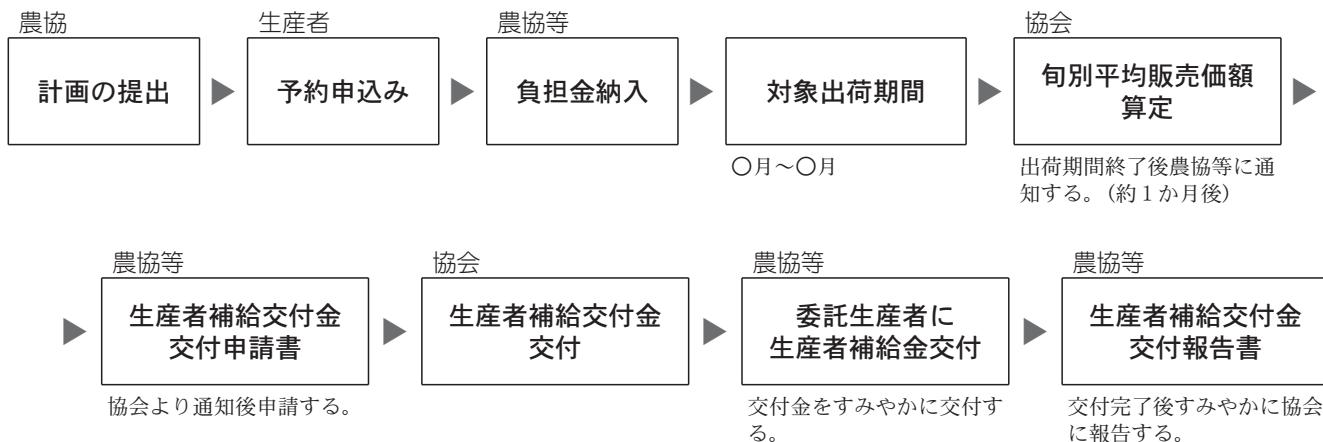
・対象産地一覧

合計32产地：R2.5 現在

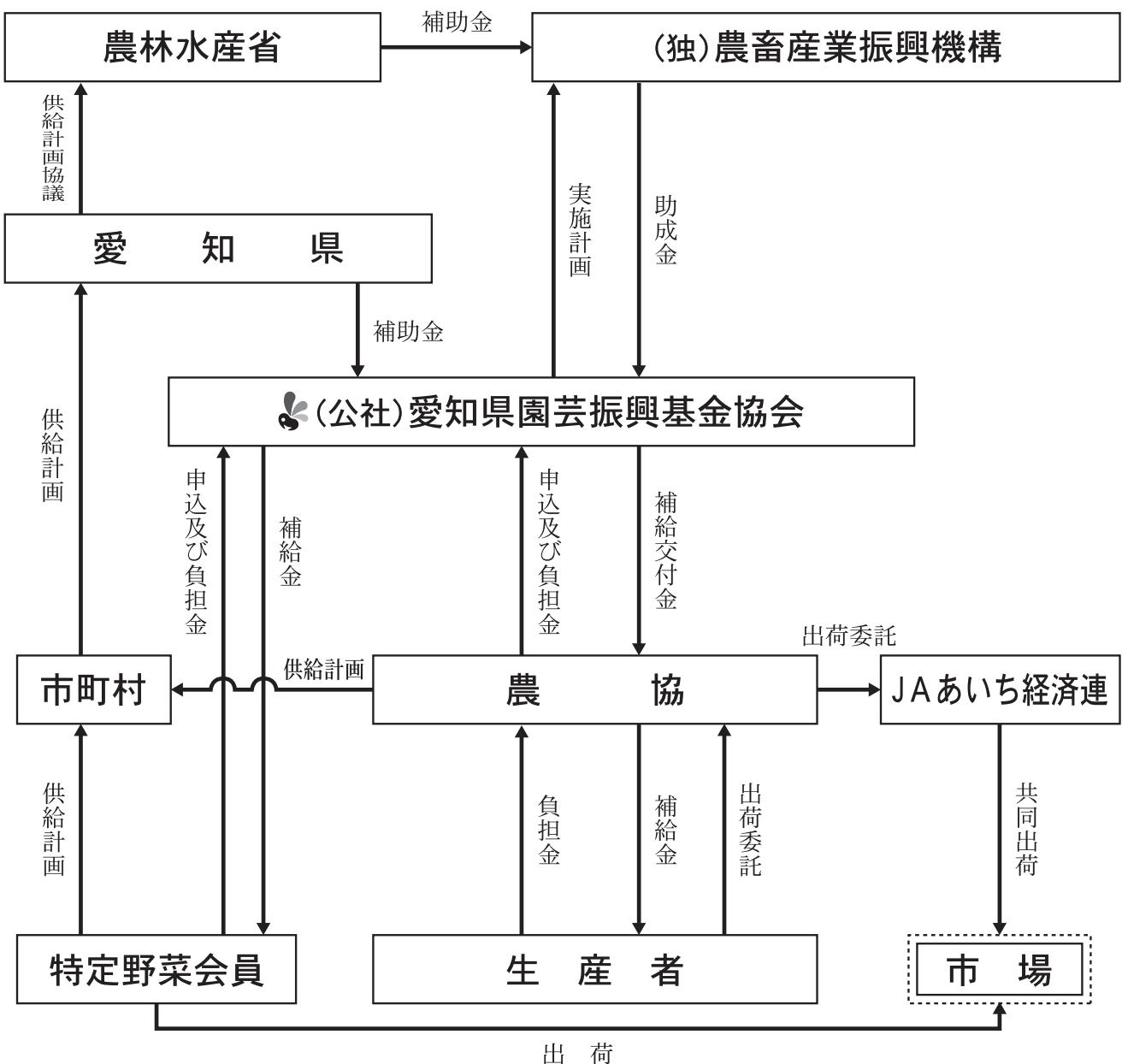
種 别	事業対象産地名	区 域	複 合 地 区	備 考
春 キ ャ ベ ツ	愛 西	愛西市		
	豊 橋	豊橋市	○	
	豊 川 宝 飯	豊川市		
冬 キ ャ ベ ツ	あ い ち 豊 田	豊田市、みよし市	○	
た ま ね ぎ	豊 橋	豊橋市	○	
夏 秋 ト マ ト	愛 知 東	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	○	
夏 秋 な す	新 城	新城市	○	
	あ い ち 豊 田	豊田市、みよし市	○	
春 ね ぎ	愛 西	愛西市		
夏 ね ぎ	愛 西	愛西市		
	飛 島	飛島村		
秋 冬 ね ぎ	美 和	あま市(旧美和町)		
	愛 西	愛西市		
秋 冬 は く さ い	尾 張 東 部	豊明市、東郷町、日進市		
冬 レ タ ス	豊 橋	豊橋市	○	
カリフ ラ ワ ー	愛 知 北	岩倉市		
	田 原	田原市	○	
	西 知 多	東海市、知多市		
し ゆ ん ぎ <	中 川	名古屋市中川区		
スイートコーン	知 多 南 部	常滑市、南知多町、美浜町	○	
セ ル リ ー	田 原	田原市	○	
ちんげんさい	安 城 碧 南	安城市、碧南市		
ふ き	あ い ち 知 多	常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町	○	
ブ ロ ッ コ リ ー	愛 知 み な み	田原市		
	大 高	名古屋市緑区		
	稻 沢	稻沢市		
	東 知 多	大府市、東浦町	○	
	豊 橋	豊橋市	○	
み つ ば	中 川 ・ 港	名古屋市中川区、港区		
	あ い ち 海 部	愛西市、弥富市、飛島村		
	稻 沢	稻沢市		
れ ん こ ん	愛 西	愛西市		☆

(注) ☆印の産地は、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に非加入。

・補給金が生産者に支払われるまで



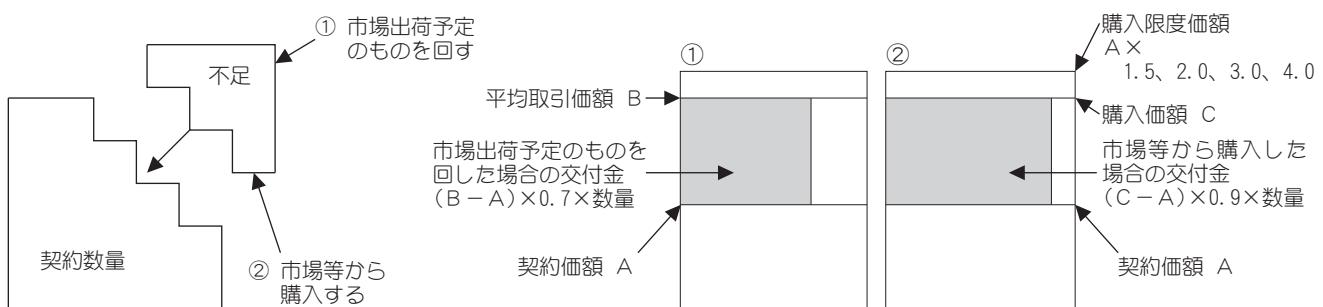
・特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の事務手続き



③契約野菜安定供給事業

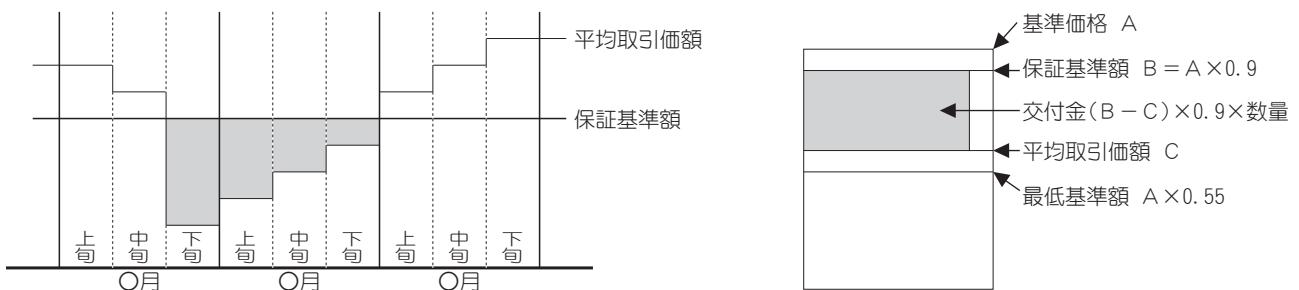
ア. 数量確保タイプ

- ① 契約数量が確保できず、平均取引価額が指標価額（基準価格の130%、リレー出荷に参加する場合110、120又は、130%）を上回った場合に、市場出荷予定のものを契約取引に回したときは、平均取引価額と契約価額の差額の7割が補てんされます。ただし、平均取引価額が購入限度価額（契約価額の150% ただし、生産者の選択により、契約価額の200、300、400%とするこども可能）を上回ったときは、購入限度価額と契約価額の差額の7割となります。
- ② それでも不足し、市場等から購入したときは、購入価額と契約価額の差額の9割が補てんされます。ただし、購入価額が購入限度価額を上回ったときは、購入限度価額と契約価額の差額の9割となります。
なお、いずれの場合も交付予約数量は契約数量の50%を限度とします。



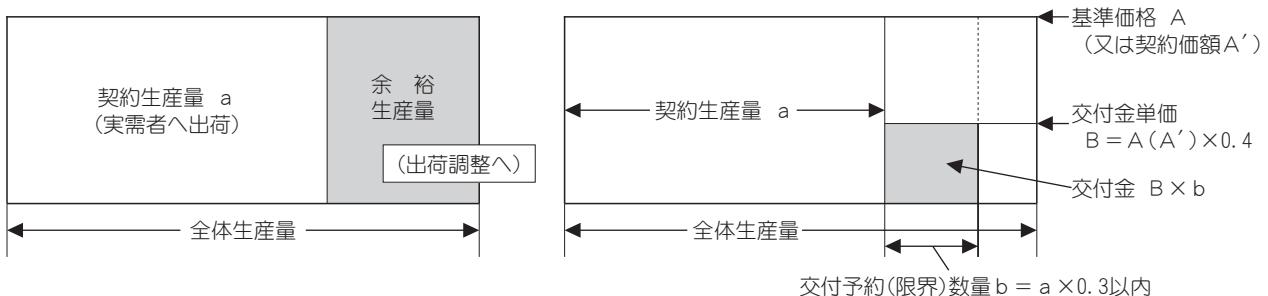
イ. 価格低落タイプ

平均取引価額が保証基準額（基準価格の90%）を下回った場合に、保証基準額と平均取引価額の差額の9割が補てんされます。ただし、平均取引価額が最低基準額（基準価格の55%）を下回ったときは、保証基準額と最低基準額の差額の9割となります。なお、交付予約数量は契約数量を限度とします。



ウ. 出荷調整タイプ

価格が低落し平均取引価額が発動基準価額（基準価格の70%）を下回った場合は、基準価格又は契約価額のいずれか低い方の4割が補てんされます。なお、交付予約数量は契約数量の30%を限度とします。



(5) 対象野菜及び保証基準額等

①指定野菜価格安定対策事業

・重要野菜

(単位:円/kg)

対象野菜	対象市場群 (ブロック)	対象出荷 期間(月)	資金造成単価 I区分	保証 基準額	最 低 基準額	特例 区分	平 均 価	種 別 負担率	特別補給金 申込の有無
春 キャベツ	関 東	4 ~ 5/15	35.13	79.50	44.29	50	88.59	50%	○
	東 海		36.39	82.00	45.59	50	91.19		○
	近 畿		36.53	82.00	45.51	50	91.02		○
	関 東	5/16 ~ 6	26.90	60.50	33.60	50	67.20		○
	東 海		30.42	69.00	38.48	50	76.97		○
	近 畿		32.66	73.50	40.83	50	81.66		○
冬 キャベツ	東 北	11 ~ 12	30.79	69.00	38.26	50	76.51	70%	○
	関 東		28.98	65.50	36.47	50	72.93		○
	北 陸		30.81	69.00	38.24	50	76.48		○
	東 海		30.88	70.00	39.03	50	78.06		○
	近 畿		30.47	69.00	38.46	50	76.91		○
	北海道		36.37	82.00	45.61	50	91.22		○
	東 北	1 ~ 3	41.04	92.00	51.02	50	102.03	90%	○
	関 東		38.50	87.00	48.43	50	96.86		○
	北 陸		38.86	87.50	48.63	50	97.26		○
	東 海		36.22	81.50	45.28	50	90.57		○
	近 畿		36.98	83.00	46.05	50	92.10		○
	た ま ね ぎ	全 国	38.02	86.00	47.90	50	95.80	70%	○
			34.58	77.50	42.97	50	85.93		○
			41.20	92.50	51.33	50	102.67		○
秋冬はくさい	関 東	11 ~ 12	16.80	38.00	21.17	50	42.34	(70%)	○
	北 陸		20.80	46.50	25.75	50	51.50		○
	東 海		22.06	50.00	27.88	50	55.77		○
	近 畿		22.57	50.50	27.98	50	55.95		○
	北海道	1 ~ 3	30.15	67.50	37.41	50	74.81	90%	○
	関 東		25.33	57.50	32.09	50	64.18		○
	北 陸		29.52	66.50	36.97	50	73.94		○
	東 海		29.90	67.50	37.57	50	75.13		○
	近 畿		27.70	62.00	34.35	50	68.70		○

(注) 資金造成の生産者負担率は、[17.5% (標準造成)、25% (特定造成)] ×種別負担率
 種別負担率のかつご書きは、指定野菜価格安定対策事業の推進について(平成15年9月29日付け15生産第4158号農林水産省生産局長通知)が令和2年4月6日付け元生産第1992号で改正される前に定められていた種別負担率を表しています。

・調整野菜

(単位:円/kg)

対象野菜	対象市場群 (ブロック)	対象出荷 期間(月)	資金造成単価 I区分	保証 基準額	最 低 基準額	特例 区分	平 均 価	種 別 負担率	特別補給金 申込の有無
春 だいこん	東 海	3 / 16 ~ 6	26.53	75.50	46.04	55	83.72	(50%)	×
	近 畿		26.74	76.50	46.78	55	85.05		×
冬 にんじん	北 陸	11 ~ 12	33.03	94.00	57.33	55	104.23	70%	×
	東 海		32.63	93.00	56.76	55	103.20		×
	近 畿		32.88	94.00	57.47	55	104.49		×
	北 陸	1 ~ 3	33.76	97.00	59.44	55	108.06	100%	×
	東 海		33.95	97.00	59.28	55	107.78		×
	近 畿		34.67	99.00	60.48	55	109.97		×
春 はくさい	東 海	3 / 16 ~ 6	25.10	71.50	43.63	55	79.33	70%	×
	近 畿		23.16	66.50	40.74	55	74.06		×
冬 レタス (非結球)	東 海	10/16~10/31	86.78	248.00	151.58	55	275.60	(70%)	×
	関 東		78.66	224.50	137.12	55	249.32		×
	東 海		82.20	235.00	143.65	55	261.18		×
	関 東		102.88	294.50	180.14	55	327.53		×
	東 海	1 ~ 2	100.81	288.50	176.45	55	320.81	100%	×
	関 東		114.77	328.00	200.48	55	364.50		×
	東 海		114.82	328.50	200.89	55	365.25		×
	関 東		93.30	266.50	162.84	55	296.07		×
冬 レタス (結球)	東 海	10/16~10/31	91.05	260.00	158.85	55	288.81	(70%)	×
	東 海		49.89	142.50	87.07	55	158.32		×
	関 東		44.96	129.00	79.00	55	143.63		×
	東 海		51.01	145.50	88.84	55	161.54		×
	関 東	1 ~ 2	74.00	212.00	129.73	55	235.87	100%	×
	東 海		75.88	217.00	132.67	55	241.22		×
	関 東	3	77.62	221.50	135.28	55	245.96		×
	東 海		79.15	226.50	138.53	55	251.87		×
	関 東	3	59.54	170.50	104.32	55	189.66		×
	東 海		64.95	186.00	103.61	55	206.92		×

(注) 資金造成の生産者負担率は、[20% (標準造成)、25% (特定造成)] ×種別負担率
 種別負担率のかつご書きは、指定野菜価格安定対策事業の推進について(平成15年9月29日付け15生産第4158号農林水産省生産局長通知)が令和2年4月6日付け元生産第1992号で改正される前に定められていた種別負担率を表しています。

・一般指定野菜

(単位:円/kg)

対象野菜	対象市場群(ブロック)	対象出荷期間(月)	資金造成単価I区分	保証基準額	最低基準額	特例区分	平均価格	種別負担率	特別補給金申込の有無
冬春きゅうり	北陸	5 ~ 6	33.88	169.50	131.87	70	188.39	50%	×
	東海		35.07	175.50	136.55	70	195.06		×
	北陸	11/21 ~ 12	72.59	363.00	282.36	70	403.36		×
	東海		70.83	354.00	275.26	70	393.23		×
	北陸	1 ~ 2	65.24	326.00	253.48	70	362.11		×
	東海		64.25	331.00	249.56	70	356.52		×
	北陸	3 ~ 4	48.40	242.50	188.80	70	269.71		×
	東海		45.04	225.00	174.92	70	249.89		×
冬春トマト	関東	5 ~ 6	97.00	218.00	121.04	50	242.08	(50%) 60%	○
	北陸		97.60	219.50	121.92	50	243.83		○
	東海		91.27	205.50	114.21	50	228.41		○
	近畿		96.03	216.00	119.98	50	239.96		○
	関東	11/21 ~ 12	159.09	358.00	198.90	50	397.80		○
	北陸		151.29	340.50	189.19	50	378.38		○
	東海		143.21	322.00	178.83	50	357.65		○
	近畿		142.81	321.50	178.66	50	357.31		○
	関東	1 ~ 2	153.43	345.00	191.61	50	383.22		○
	北陸		146.84	331.00	184.06	50	368.11		○
	東海		138.43	311.50	173.07	50	346.14		○
	近畿		139.48	314.00	174.49	50	348.99		○
	関東	3 ~ 4	142.59	321.00	178.38	50	356.77		○
	北陸		148.47	334.50	185.96	50	371.91		○
	東海		132.45	298.50	165.97	50	331.94		○
	近畿		135.04	304.00	168.93	50	337.87		○
冬春トマト(ミニトマト)	北海道	5 ~ 6	149.46	498.00	331.93		553.21	(50%) 60%	×
	東北		122.48	408.50	272.41		454.02		×
	関東		116.05	387.00	258.06		430.10		×
	北陸		120.86	402.50	268.21		447.02		×
	東海		123.48	411.50	274.30		457.16		×
	近畿		115.63	385.50	257.02		428.37		×
	北海道	11/21 ~ 12	178.91	596.50	397.71		662.85		×
	東北		171.81	573.00	382.10		636.83		×
	関東		174.24	580.50	386.90		644.83		×
	北陸		174.18	580.50	386.97		644.95		×
	東海		175.47	585.50	390.53		650.88		×
	近畿		168.70	562.00	374.56		624.26		×
	北海道	1 ~ 2	183.01	610.00	406.66		677.77		×
	東北		176.27	587.50	391.64		652.73		×
	関東		179.14	597.50	398.46		664.10		×
	北陸		184.46	614.50	409.55		682.58		×
	東海		180.98	603.50	402.41		670.68		×
	近畿		169.48	565.00	376.69		627.82		×
	北陸	3 ~ 4	161.06	537.00	358.05		596.75		×
	東海		168.59	562.00	374.68		624.47		×
夏秋なす	東海	7 ~ 9	76.50	218.50	133.50	55	242.74	(50%) 80%	×
			89.20	255.00	155.88	55	283.41		×
冬春なす	関東	5 ~ 6	56.01	280.50	218.34	70	311.92	50%	×
	東海		48.23	241.50	187.96	70	268.51		×
	関東	3 ~ 4	62.61	313.00	243.44	70	347.77		×
	東海		55.25	276.00	214.56	70	306.51		×
秋冬ねぎ(こねぎを除く)	東海	10 ~ 12	93.40	266.50	162.75	55	295.91	50%	×
			92.46	264.00	161.28	55	293.24		×
ほうれんそう	東海	10 ~ 12	151.19	432.50	264.47	55	480.85	50%	×
			112.41	321.50	196.58	55	357.41		×

(注) 資金造成の生産者負担率は、[(17.5% (標準造成)、25% (特定造成)) × 種別負担率] 種別負担率のかつて書きは、指定野菜価格安定対策事業の推進について(平成15年9月29日付け15生産第4158号農林水産省生産局長通知)が令和2年4月6日付け元生産第1992号で改正される前に定められていた種別負担率を表しています。

*指定野菜価格安定対策事業において特例申込50及び55(重要野菜は特例申込50)の場合は、標準造成額に特定造成額を加算した額が資金造成額となります。表中の資金造成単価は、標準造成単価と特定造成単価を合算した値です。

②特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

・指定野菜

(単位:円/kg)

対象野菜	対象市場群(ブロック)	対象出荷期間(月)	資金造成単価	保証基準額	最低基準額	特例区分	平均価格
春キャベツ	関東	4 ~ 5/15	28.11	79.50	44.29	50	88.59
	北陸		31.85	89.50	49.70	50	99.40
	東海		29.11	82.00	45.59	50	91.19
	近畿		29.21	82.00	45.51	50	91.02
	関東	5/16 ~ 6	21.52	60.50	33.60	50	67.20
	北陸		24.25	68.00	37.72	50	75.44
	東海		24.35	69.00	38.48	50	76.97
	近畿		26.13	73.50	40.83	50	81.66

対象野菜	対象市場群 (ブロック)	対象出荷 期 間(月)	資金造成 単 価	保証 基準額	最 低 基準額	特例 区分	平 均 価 格
冬 キ ャ ベ ツ	東 海	11 ~ 12	24.71	70.00	39.03	50	78.06
		1 ~ 3	28.97	81.50	45.29	50	90.57
たまねぎ	全 国	5 ~ 6	20.75	77.50	51.56		85.93
		7	24.72	92.50	61.60		102.67
夏秋トマト (ミニトマトを除く)	東 海	7 ~ 9	69.40	260.50	173.75		289.59
		10 ~ 11	89.94	337.00	224.58		374.30
夏 秋 な す	東 海	7 ~ 9	58.29	218.50	145.64		242.74
春 ね ぎ (こねぎ)	東 海	4 ~ 6	135.03	506.50	337.71		562.85
夏 ね ぎ (こねぎを除く)	東 海	7 ~ 9	79.22	297.00	197.97		329.95
夏 ね ぎ (こねぎ)	東 海	7 ~ 9	208.55	782.00	521.31		868.85
秋 冬 ね ぎ (こねぎを除く)	東 海	10 ~ 12	71.16	266.50	177.55		295.91
		1 ~ 3	82.19	264.00	161.28	55	293.24
秋 冬 ね ぎ (こねぎ)	東 海	10 ~ 12	169.26	634.50	422.92		704.86
		1 ~ 3	160.56	602.00	401.30		668.83
秋冬はくさい	東 海	11 ~ 12	13.23	50.00	33.46		55.77
		1 ~ 3	17.94	67.50	45.08		75.13
冬 レ タ ス (非結球)	関 東	11	69.92	224.50	137.12	55	249.32
	東 海		73.07	235.00	143.65	55	261.18
	関 東	12	91.44	294.50	180.14	55	327.53
	東 海		89.61	288.50	176.45	55	320.81
	関 東	1 ~ 2	102.01	328.00	200.48	55	364.50
	東 海		102.06	328.50	200.87	55	365.25
冬 レ タ ス (結 球)	関 東	11	39.97	129.00	79.00	55	143.63
	東 海		45.34	145.50	88.84	55	161.54
	関 東	12	65.78	212.00	129.73	55	235.87
	東 海		67.46	217.00	132.67	55	241.22
	関 東	1 ~ 2	69.00	221.50	135.28	55	245.96
	東 海		70.35	226.50	135.53	55	251.87
		3	57.73	186.00	113.80	55	206.92

(注) 資金造成の生産者負担率 25%

・ 特 定 野 菜

(単位: 円/kg)

対象野菜	対象市場群 (ブロック)	対象出荷 期 間(月)	資金造成 単 価	保証 基準額	最 低 基準額	特例 区分	平 均 価 格
カリフラワー	東 海	10 ~ 12	32.74	131.00	90.07		163.77
		1 ~ 3	38.46	154.00	105.92		192.59
しゅんぎく	北 陸	10 ~ 12	93.77	375.00	257.79		468.70
			97.61	390.50	268.49		488.16
	北 陸	1 ~ 3	97.70	391.00	268.88		488.87
			101.33	405.50	278.84		506.98
スイートコーン	東 海	6 ~ 7	44.47	178.00	122.41		222.56
セルリー	関 東	4 ~ 5	54.72	219.50	151.10		274.72
		11 ~ 12	40.02	160.00	109.98		199.97
	東 海		39.30	157.00	107.87		196.13
		1 ~ 3	46.08	184.50	126.90		230.72
			48.14	193.00	132.82		241.49
ちんげんさい	東 海	5 ~ 6	61.32	205.00	128.30	50	256.60
		7 ~ 9	79.99	267.00	166.98	50	333.96
		10 ~ 11	68.33	228.00	142.56	50	285.13
		12	69.37	231.00	144.31	50	288.62
		1 ~ 2	76.54	255.00	159.34	50	318.68
		3 ~ 4	66.50	221.50	138.39	50	276.79
ふ き	関 東	4	55.49	222.00	152.64		277.52
		10	58.22	232.50	159.72		290.40
		11 ~ 12	45.90	184.00	126.63		230.24
		1	57.14	228.50	157.07		285.59
		2 ~ 3	64.35	257.50	177.06		321.92
ブロッコリー	関 東	4 ~ 6	80.63	268.50	167.74	50	335.48
			69.01	276.00	189.74		344.99
	関 東	10 ~ 12	68.54	229.00	143.27	50	286.55
			60.89	244.00	167.89		305.26
	関 東	1 ~ 3	72.02	240.50	150.44	50	300.88
			58.01	232.00	159.49		289.99
み つ ば	関 東	4 ~ 6	68.58	229.00	143.24	50	286.47
			77.98	311.50	214.03		389.14
			64.64	215.50	134.69	50	269.38
			86.80	289.00	180.53	50	361.07
	近畿	7 ~ 8	99.58	332.00	207.53	50	415.06
			119.60	478.00	328.50		597.27
			114.41	381.00	238.03	50	476.06
			137.03	456.50	285.24	50	570.48

対象野菜	対象市場群 (ブロック)	対象出荷 期間(月)	資金造成 単価	保証 基準額	最低 基準額	特例 区分	平均 価格
みつば	北海道	9 ~ 12	207.18	691.00	431.99	50	863.98
	関東		160.98	537.00	335.74	50	671.48
	北陸		161.62	646.50	444.47		808.12
	東海		143.36	478.50	299.24	50	598.48
	近畿		182.96	610.50	381.74	50	763.47
	関東	1 ~ 3	127.90	426.00	266.15	50	532.30
	北陸		141.72	472.00	294.88	50	589.77
	東海		119.35	397.50	248.34	50	496.68
	近畿		146.30	487.50	304.64	50	609.28

(注) 資金造成の生産者負担率 1/3

スイートコーン、ブロッコリーについては生産者負担率 1/4

(6) 野菜価格安定制度における対象市場群（東海ブロックの場合）

野菜価格安定対策事業の対象となる野菜は、独立行政法人農畜産業振興機構の定める対象市場群に属する市場等及び愛知県知事が選定した市場へ出荷したものであることが要件となります。

令和2年5月現在

都道府県	市場区分	対象市場群に属する市場	卸売会社
岐阜県	中央	岐阜市中央卸売市場	岐果岐阜青果株 岐阜中央青果株
		大垣市公設地方卸売市場	大垣水産青果株
		高山市公設地方卸売市場	株ひだ高山中央市場 高山水産青果株
		可茂公設地方卸売市場	可茂中央市場株 ライン魚菜市場株
		東濃東地方卸売市場	㈲大進フーズ
	地方	名古屋市中央卸売市場本場	名古屋青果株 セントライ青果株本場支社
		名古屋市中央卸売市場北部市場	セントライ青果株
		地方卸売市場一宮地方総合卸売市場	大協青果株
		地方卸売市場愛北総合卸売市場	愛北青果株
		地方卸売市場名古屋西流通センター	名古屋西青果株
愛知県	中央	地方卸売市場知多南部総合卸売市場	株知多総合卸売市場
		愛中岡崎地方卸売市場	愛知県中央青果株
		丸八岡崎青果地方卸売市場	丸八岡崎青果株 (注) 2
		豊田市公設地方卸売市場	愛知県中央青果株 豊一豊田青果株
		衣浦総合地方卸売市場	株衣浦総合卸売市場
	地方	大一青果豊橋地方卸売市場	大一青果株
		地方卸売市場豊橋中央青果	株豊橋中央青果市場
		豊川青果地方卸売市場	豊川青果市場株
		三重県地方卸売市場	県印三重中央青果株 三重VF株
		北勢地方卸売市場	四日市合同青果株
三重県	地方	伊勢志摩総合地方卸売市場	伊勢山田青果株

(注) 1 東海ブロック以外の対象市場群については全国の各中央卸売市場や各都道府県の主要都市の地方卸売市場等が対象となります。詳しくは、(㈲)農畜産業振興機構の「野菜価格安定事業の手引」を参照してください。

2 丸八岡崎青果株については、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（昭和51年10月1日付け51食流第5508号）により、農林水産大臣と協議して知事が別に定めたものです。

3 相当規模生産者（特定野菜会員）等の市場販売データの収集は、現行の電算システムが利用できませんので、相当規模生産者（特定野菜会員）が出荷販売された都度、(公社)愛知県園芸振興基金協会にFAX等で報告していただきます。

4 JAあいち経済連の指定市場については青果販売課までお問い合わせ下さい。

(7) 参考資料

①これまでに交付された補給金の額

野菜の価格差補給制度が昭和37年にたまねぎについて全国的な実験事業として開始されて以来、これまでに交付された価格差補給金の状況は、別表のとあります。

（独）農畜産業振興機構が事業主体の指定野菜価格安定対策事業における交付状況は、過去最高は昭和53年度の35億余円で資金造成額の79%となっています。

（公社）愛知県園芸振興基金協会が事業主体の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業における交付状況は、近年は1億円台が続いている。過去最高は昭和61年度の4億余円で、資金造成額の31%に達しています。

指定野菜価格安定対策事業における補給金交付状況

（単位：千円）

対象野菜 \ 年度	S53	S61	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
春 キャベツ	0	2,778	40,592	9,111	0	0	141	38,909	16,120
夏秋 キャベツ	0	4,664							
冬 キャベツ	2,459,222	2,083,264	0	266,942	1,242,447	0	0	801,345	961,188
夏秋 きゅうり	13	0							
冬 春 きゅうり			16,156	1,155	1,154	9,903	32,974	10,111	（ 11,031）
春 だいこん			14,330	6,308	3,659	2,056	2,128	8,232	4,083
秋冬 だいこん	240,302	50,138							
たまねぎ	268,147	68,314	65,302	0	0	0	0	0	43,072
冬 春 トマト	0	457	4,499	1,890	6,908	1,006	1,151	10,802	（ 24,081）
冬 春 なす			348	0	0	0	0	0	（ 0）
夏 秋 なす			5,773	10,647	5,560	8,838	5,709	678	3,667
春夏 にんじん	10,140	249							
冬 にんじん	0	356,607	0	75,683	45,661	0	0	41,517	73,480
秋冬 ねぎ	0	11,421	0	156	0	0	0	398	844
春 はくさい	15,432	26,149	12,597	16,284	0	207	1,912	15,852	14,615
秋冬 はくさい	432,663	276,273	1,840	19,654	23,388	0	0	83,396	39,114
ほうれんそう	37,355	39,913	0	0	7,835	0	268	4,771	0
春 レタス									
冬 レタス	47,890	84,665	3,839	8,279	21,382	17,500	2,084	44,618	26,747
計	3,511,164	3,004,892	165,276	416,109	1,357,994	39,507	46,367	1,060,629	（1,218,042）

注 1 平成5年度以後の冬春トマトはミニトマトによる交付です。

2 斜線の部分については対象年度に交付予約数量を持たないものです。

3 令和元年度の（ ）内の数字は概算です。

ひとくちメモ

独立行政法人農畜産業振興機構 **【alic】**

平成15年10月1日に独立行政法人農畜産業振興機構法に基づき旧農畜産業振興事業団（平成8年設立）と旧野菜供給安定基金（昭和51年設立）が統合して、独立行政法人農畜産業振興機構として発足しました。

主要な畜産物・野菜等の価格の安定、砂糖及びでん粉の価格調整及び畜産・農業等の生産・振興事業を実施しています。

野菜関係の事業としては、指定野菜生産者補給金の交付、契約指定野菜交付金の交付、県法人が価格差補給交付金交付事業を行ったり、助成金を交付する等の業務を行っています。

平成21年4月に（独）全国野菜需給調整機構の業務が独立行政法人農畜産業振興機構へ移管されたため、緊急需給調整事業に係る業務も行っています。

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業における補給金交付状況

(単位:千円)

対象野菜 \ 年度	S 53	S 61	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1
春 キ ャ ベ ツ	0	0	15,399	34,906	0	617	3,174	32,003	18,293
夏 秋 キ ャ ベ ツ	0	379	250	103	2				
冬 キ ャ ベ ツ	0	84						1,063	2,022
夏 秋 き ゆ う り	7,024	30,763							
秋 冬 さ とい も	0	2,053							
秋 冬 だ い こ ん	0	581							
た ま ね ぎ	0	0	280	0	0	37	530	141	3,024
夏 秋 ト マ ト	4,145	7,720	100	2,896	952	1,553	1,943	261	4,119
冬 春 ト マ ト	0	234							
夏 秋 な す	3,117	1,295	2,781	0	0	3,509	266	0	0
春 夏 に ん じ ん	3,920	1,577	686	629	120				
冬 に ん じ ん	0	11,251	10	618	643	0			
春 ね ぎ					253	1,382	2,111	1,771	993
夏 ね ぎ	0	1,767	431	2,055	3,561	3,825	4,859	1,765	1,871
秋 冬 ね ぎ	0	4,716	0	1,034	3,274	892	1,298	2,749	1,688
春 は く さ い	4,576	1,524							
秋 冬 は く さ い	0	14,032	63	553	1,592	0	0	2,353	2,183
ほ う れ ん そ う	0	9,979							
春 レ タ ス	1,950	14,001							
冬 レ タ ス	37,841	34,103	7,385	10,384	11,406	10,175	1,887	10,794	10,179
え だ ま め	68	2,362							
か ぶ	0	93							
か ぼ ち ゃ	0	1,014	6	0	0	15			
カ リ フ ラ ワ ー	3,208	29,264	0	0	28	0	0	0	0
か ん し ょ	0	0	96	227	0	100			
ご ほ う	0	0							
さ や い ん げ ん	4,371	842							
し ゅ ん ぎ <	0	0	1	3	278	71	36	153	76
す い い か	4,131	1,796							
ス イ ト コ ーン	0	235	0	12	41	58	20	14	53
セ ル リ ー	0	7,248	630	0	4,424	2,589	0	17,152	14,988
ち ん げ ん さ い			6,848	5,388	6,778	4,046	6,115	8,764	(9,324)
生 い た け									
ふ き	2,079	7,752	0	0	0	0	0	0	0
ブ ロ ッ コ リ ー	30,671	115,442	36,597	41,984	80,651	30,747	8,502	37,158	98,085
み つ ば	0	77,657	13,756	27,346	21,088	7,470	10,744	18,773	21,505
メ 口 ソ	31,086	13,425							
れ ん こ ん	5,618	12,698							
わ け ぎ	0	0							
計	143,805	405,887	85,319	128,138	135,091	67,086	41,485	134,914	(188,403)

注) 1 斜線の部分については対象年度に交付予約数量を持たないものです。

2 昭和53、61年度の実績には県野菜価格安定事業を含みます。

3 平成27年度の実績から春ねぎ・夏ねぎ・秋冬ねぎにこねぎを含みます。

4 令和元年度の()内の数字は概算です。

2 重要野菜等緊急需給調整事業

キヤベツ、たまねぎ等の特に需給の安定を図る必要のある野菜について、大幅な価格変動に対応した緊急的な需給調整（産地調整・加工販売・市場隔離）の実施をした場合、交付金の交付等により、生産者の次期作への生産意欲を維持して野菜の生産及び出荷の安定を図ることを目的とした事業。

重要野菜等緊急需給調整事業の内容

（野菜価格安定事業の手引き令和元年8月改訂版 P.136～146参照）

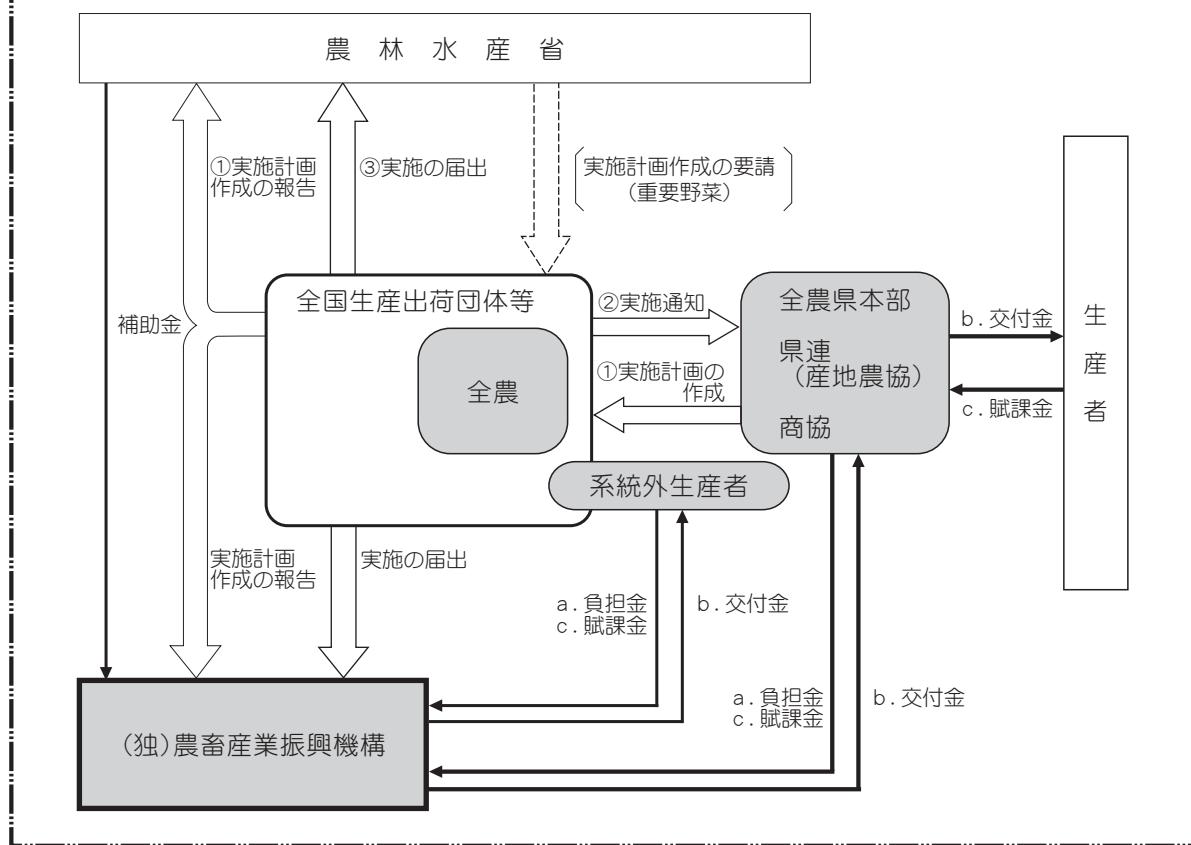
（1）生産出荷団体緊急需給調整事業

登録出荷団体等が、重要野菜（春キヤベツ・夏秋キヤベツ・冬キヤベツ・秋冬だいこん・たまねぎ及び秋冬はくさい）及び調整野菜（春だいこん・夏だいこん・春夏にんじん・秋にんじん・冬にんじん・春はくさい・夏はくさい・春レタス・夏秋レタス及び冬レタス）の供給計画を作成し、価格が著しく低落又は高騰した場合に、産地調整（前倒し・後送り）、加工用販売、市場隔離による緊急需給調整を実施する。

（2）緊急需給調整推進事業

野菜の生産出荷動向等の情報収集を行うための産地情報調査員の設置、野菜の供給過剰時ににおける短期的、集中的に行う消費促進活動の実施等。

< 緊急需給調整の実施に関する事務手続き >



緊急需給調整の内容

区分	調整のあらまし		費用交付金の対象
产地調整	出荷を後送り、前倒しすることにより出荷量を調整し、価格の平均化を図る。		品質低下、早取りによる損失相当分の助成
加工用販売	青果として市場に出荷することをやめて、加工向けに販売することにより出荷量の安定化を図る。		種子・肥料・農薬等物財費相当分の一部助成
市場隔離	有効利用向け出荷	ほ場を特定し、市場に出荷することをやめて有効利用に向ける事により市場出荷を抑えて価格の回復を図る。	種子・肥料・農薬等物財費相当分の一部助成
	出荷停止	出荷を一時的に停止し、出荷を計画的に停止する事により価格の回復を図る。	
	土壤還元	有効利用向け出荷に努めても、過剰野菜が残る場合に土壤還元を実施する。	

なお、「別表 緊急需給調整の内容」中の加工用販売及び市場隔離においては、「別表 対象野菜、地域別指標価格（P 27）」に掲げる価格を下回り、又は下回るおそれがある場合、緊急需給調整実施計画書を作成し全農へ提出します。

また、令和2年度における交付金の単価の取扱については、独立行政法人農畜産業振興機構により、「重要野菜等緊急需給調整事業に係る交付単価（P 28）」のとおり定められています（令和2年4月1日現在）。

対象野菜、地域別指標価格

(単位: 円/kg)

		ブロック	北海道ブロック	東北ブロック	関東ブロック	北陸ブロック	東海ブロック	近畿ブロック	中国ブロック	四国ブロック	九州ブロック	沖縄ブロック
対象野菜区分		指標市場	札幌市 中央卸売市場	仙台市中央 卸売市場本場	東京都 中央卸売市場	金沢市 中央卸売市場	名古屋市 中央卸売市場	大阪市中央 卸売市場本場	広島市 中央卸売市場	高松市 中央卸売市場	福岡市 中央卸売市場	沖縄県 青果市場
春キャベツ	4月1日～5月15日	75	68	62	70	64	64	60	57	48	52	
	5月16日～6月30日	57	48	47	53	54	57	49	50	43	54	
冬キャベツ	11月1日～12月31日	46	54	51	54	55	54	56	56	47	66	
	1月1日～3月31日	64	71	68	68	63	64	60	59	50	60	
たまねぎ	4月1日～4月30日 (即売もの)						67					
	5月1日～6月30日 (即売もの)						60					
	7月1日～10月31日						72					
	8月1日～12月31日 (即売もの)						57					
	1月1日～4月30日 (即売もの)						57					
	11月1日～12月31日 (貯蔵もの)						104					
	1月1日～3月31日 (貯蔵もの)						111					
秋冬はくさい	10月1日～10月31日	35	44	42	45	48	49	50	51	48	69	
	11月1日～12月31日	36	32	30	36	39	39	37	36	30	48	
	1月1日～3月31日	52	47	45	52	53	48	44	43	35	52	
春だいこん	3月16日～6月30日	60	57	61	67	59	60	52	56	47	54	
冬にんじん	11月1日～12月31日	57	58	74	73	72		77	74	66	82	
	11月1日～12月31日 (金時)						168					
	11月1日～12月31日 (金時を除く)						73					
	1月1日～3月31日	79	74	78	76	75		73	77	65	73	
	1月1日～3月31日 (金時)						141					
	1月1日～3月31日 (金時を除く)						77					
春はくさい	3月16日～6月30日	58	47	47	53	56	52	51	54	42	58	
冬レタス	10月16日～10月31日				117					126		
	10月16日～10月31日 (結球)	108	111	111		111	107	127		119	151	
	10月16日～10月31日 (非結球)	151	208	206		193	208	202		226	266	
	11月1日～11月30日				122					108		
	11月1日～11月30日 (結球)	150	102	101		113	108	100		72	82	
	11月1日～11月30日 (非結球)	181	163	175		183	176	170		158	224	
	12月1日～12月31日				191					158		
	12月1日～12月31日 (結球)	211	171	165		169	164	142		96	89	
	12月1日～12月31日 (非結球)	247	254	229		225	218	216		202	232	
	1月1日～2月28(29)日				200					169		
	1月1日～2月28(29)日 (結球)	220	187	172		176	171	150		104	94	
	1月1日～2月28(29)日 (非結球)	281	282	255		256	246	236		221	248	
	3月1日～3月31日				153					130		
	3月1日～3月31日 (結球)	175	146	133		145	135	126		83	73	
	3月1日～3月31日 (非結球)	222	208	207		202	206	172		173	192	

重要野菜等緊急需給調整事業に係る交付単価

(単位：円/kg)

対象野菜区分	産地調整・市場隔離（出荷停止）の交付単価	加工用販売・市場隔離（有効利用・土壌還元）の交付単価
春 キ ャ ベ ツ	4月1日～5月15日	27
	5月16日～6月30日	21
冬 キ ャ ベ ツ	11月1日～12月31日	22
	1月1日～3月31日	27
たまねぎ	4月1日～4月30日（即売もの）	29
	5月1日～6月30日（即売もの）	26
	7月1日～10月31日	31
秋冬はくさい	10月1日～10月31日	19
	11月1日～12月31日	14
	1月1日～3月31日	19
春だいこん	3月16日～6月30日	25
冬にんじん	11月1日～12月31日	30
	11月1日～12月31日（金時）	72
	1月1日～3月31日	32
	1月1日～3月31日（金時）	60
春はくさい	3月16日～6月30日	21
冬レタス	10月16日～10月31日（結球）	48
	10月16日～10月31日（非結球）	89
	11月1日～11月30日（結球）	44
	11月1日～11月30日（非結球）	75
	12月1日～12月31日（結球）	68
	12月1日～12月31日（非結球）	96
	1月1日～翌2月末日（結球）	70
	1月1日～翌2月末日（非結球）	107
	3月1日～3月31日（結球）	55
	3月1日～3月31日（非結球）	86
		114

指定野菜価格安定対策事業関係の規格

対象野菜	1個当たりの重量又は大きさ	品質	包装形態
キヤベツ	700グラム以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 適度に結球し、裂球していないこと。 ウ 抽たいしていないこと。 エ 腐敗、変質していないこと。 オ 病害、虫害及び傷害のないこと。 カ 外葉の除去が適切であること。 キ 茎の切除が適切であること。 ク 清浄であること。	段ボール箱、ポリ袋、コンテナであること。
きゅうり	65グラム以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 適度に成育していること。 ウ 肩おち、尻太り、尻細りの程度が軽微なこと。 エ 腐敗、変質していないこと。 オ 病害、虫害がなく、傷害の程度が軽微なこと。 カ 清浄であること。	段ボール箱、コンテナであること。
さといも	10グラム以上	ア 品種固有の形状を有すること。 イ 变形していないこと。 ウ 腐敗、変質していないこと。 エ 病害、虫害、傷害がないこと。 オ 土砂などの異物がほとんど付着していないこと。	段ボール箱、ポリ袋、コンテナであること。
だいこん	400グラム以上	ア 品種固有の形状、色沢を有すること。 イ 岐根及び裂根のないこと。 ウ す入り及び抽たいのないこと。 エ 腐敗、変質していないこと。 オ 病害、虫害、凍害、傷害がないこと。 カ 土砂などの異物がほとんど付着していないこと。 キ 水洗いのものは、水切りが十分されていること。	ポリ袋、結束、段ボール箱、コンテナであること。
たまねぎ	横径5.0cm以上	ア 品種固有の形状、色沢を有すること。 イ 結球充実し、分球又は裂球していないこと。 ウ 抽たいしていないこと。 エ 腐敗、変質していないこと。 オ 病害、虫害、傷害がないこと。 カ 葉鞘及び根の切除が良好で、外皮のはく脱が少ないこと。 キ 適度に乾燥し、土砂などの異物がほとんど付着していないこと。	網袋、段ボール箱、コンテナであること。
トマト	トマト (ミニトマトを除く) 70グラム以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 变形の程度が軽微なこと。 ウ 着色状態が良好であること。 エ 花落ちあとが小さいこと。 オ 裂果が果肉に達していないこと。 カ 腐敗、変質していないこと。 キ 病害、虫害がなく、傷害の程度が軽微なこと。 ケ 空洞の程度が軽微なこと。 コ 過熟していないこと。 ク 清浄であること。	段ボール箱、コンテナであること。
	ミニトマト 4グラム以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 腐敗、変質していないこと。 ウ 病害、虫害がなく、傷害の程度が軽微なこと。 エ 着色状態が良好なこと。 オ 清浄であること。	
なす	50グラム以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 適度に成育していること。 ウ 变形の程度が軽微なもの。 エ へた割れ及び果皮のぼけの程度が軽微なこと。 オ 腐敗、変質していないこと。 カ 病害、虫害がなく、すれなどの傷害の軽微なこと。 キ 果梗の切除が適切なこと。 ク 清浄であること。	段ボール箱、コンテナであること。

対象野菜	1個当たりの重量又は大きさ		品質	包装形態
にんじん	40グラム以上		ア 品種固有の形状色沢を有すること。 イ 岐根及び裂根がないこと。 ウ はだあれ現象が甚だしくないこと。 エ けい部の緑化が著しくないこと。 オ 腐敗、変質していないこと。 カ 病害、虫害、凍害、傷害がないこと。 キ 葉柄及び細根の切除が良好なこと。 ク 土砂などの異物がほとんど付着していないこと。 ケ 水洗いのものは、水切りが十分されていること。	段ボール箱、ポリ袋、コンテナであること。
ねぎ	白ねぎ	直径0.7cm以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 抽たいしていないこと。 ウ 委凋の徴候のないこと。 エ 腐敗、変質していないこと。 オ 病害、虫害及び傷害のないこと。 カ 土砂などの異物が異常に付着していないこと。	段ボール箱、ポリ袋、結束、コンテナであること。
	青ねぎ	長さ40cm以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 抽たいしていないこと。 ウ 委凋の徴候のないこと。 エ 腐敗、変質していないこと。 オ 病害、虫害及び傷害のないこと。 カ 土砂などの異物が異常に付着していないこと。	
	こねぎ	長さ30cm以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 適度に結球し、裂球していないこと。 ウ 抽たいしていないこと。 エ 委凋の徴候のないこと。 オ 腐敗、変質していないこと。 カ 病害、虫害及び傷害のないこと。 キ 根部の切除が適切であること。 ケ 外葉の除去が適切であること。 メ 清浄であること。	
はくさい	1,000グラム以上		ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 適度に結球し、裂球していないこと。 ウ 抽たいしていないこと。 エ 委凋の徴候のないこと。 オ 腐敗、変質していないこと。 カ 病害、虫害及び傷害のないこと。 キ 根部の切除が適切であること。 メ 外葉の除去が適切であること。 ヘ 清浄であること。	段ボール箱、ポリ袋、結束、コンテナであること。
ばれいしょ	20グラム以上		ア 品種固有の形状及び色沢を有すること。 イ 萌芽していないこと。 ウ 新鮮であって、病害虫等による傷害がないこと。 エ 土砂その他の異物の付着が著しくなく、調整が良好であること。	段ボール箱、紙袋、ポリ袋、コンテナであること。
ピーマン	15グラム以上		ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 变形していないこと。 ウ 果の表面が老化により変色していないこと。 エ 腐敗、変質していないこと。 オ 病害、虫害、傷害がないこと。 カ 果梗の切除が適切なこと。 キ 清浄であること。	段ボール箱、コンテナであること。
ほうれんそう			ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 抽たいしていないこと。 ウ 腐敗、変質していないこと。 エ 病害、虫害及び傷害のないこと。 オ 根部の切除が適切であること。 カ 清浄であること。	段ボール箱、ポリ袋、コンテナであること。
レタス	結球型レタス	250グラム以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 適度に結球し、裂球していないこと。 ウ 抽たいしていないこと。 エ 腐敗、変質していないこと。 オ 病害、虫害及び傷害のないこと。 カ 茎の切除が適切であること。 キ 清浄であること。	段ボール箱、コンテナであること。
	非結球レタス	180グラム以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 抽たいは軽微であること。 ウ 腐敗、変質していないこと。 エ 病害、虫害及び傷害がないこと。 オ 茎の切除が適切であること。 カ 清浄であること。	

注1：トマトのうちミニトマトとは、ミニイートマト、ペティトマト、ミニトマト、チエリートマト、サンチエリートマト等いわゆるミニトマトをいう。

2：非結球レタスにあっては、サニーレタス、グリーンリーフレタス等のリーフ系のレタスに限り、コス系レタス、システム系レタス及びサラダ葉は除く。

3：ばれいしょについては、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年6月2日法律第109号）の対象となるでん粉原料用のものを除く。

4：ねぎのうちこねぎとは、万能ねぎ等いわゆるこねぎをいう。

特定野菜供給産地育成価格差補給事業関係の規格

対象野菜	1個当たりの重量又は大きさ	品質	包装形態
かぼちゃ	700グラム以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢及び品質とも良好なこと。 イ 病害、虫害のないこと。 ウ 完熟していること。	段ボール箱であること。
カリフラワー	平均400グラム以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢及び品質とも良好なこと。 イ 病害、虫害及び損傷のないこと。	段ボール箱であること。
かんしょ	50グラム以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢及び乾燥とも良好なこと。 イ 病害、虫害のこと。	段ボール箱であること。
しゅんぎく	長さ18cm以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢及び品質とも良好なこと。 イ 病害、虫害及び損傷のないこと。	段ボール箱であること。
スイートコーン	250グラム以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢及び品質とも良好なこと。 イ 病害、虫害及び鳥害その他損傷のないこと。 ウ 熟度は乳熟期でよく揃っているもの。	段ボール箱、コンテナであること。
セルリー	平均800グラム以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢及び品質とも良好なこと。 イ 病害、虫害、損傷及び腐敗のないこと。 ウ 適期収穫したものであること。	段ボール箱であること。
ちんげんさい	60グラム以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢及び品質とも良好なこと。 イ 病害、虫害及び損傷のないこと。 ウ 抽たいしていないこと。	段ボール箱、コンテナであること。
ふき	茎の長さ27cm以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢及び品質とも良好なこと。 イ 病害、虫害のこと。	段ボール箱であること。
ブロッコリー	平均150グラム以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢及び品質とも良好なこと。 イ 病害、虫害及び損傷のないこと。	段ボール箱、コンテナであること。
みつば (水耕)	75グラム以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢及び品質とも良好なこと。 イ 病害、虫害及び損傷のないこと。	段ボール箱、木箱、発泡スチロールであること。
れんこん	80グラム以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢及び品質とも良好なこと。 イ 病害、虫害のこと。	段ボール箱、コンテナであること。

(注)「1個当たりの重量又は大きさ」の欄中「平均」とあるのは、例えば、1箱の量目8キログラム20個入りの場合、1個当たりの重量は400グラムではなく平均400グラムとなるため。

ひとくちメモ

公益社団法人愛知県園芸振興基金協会

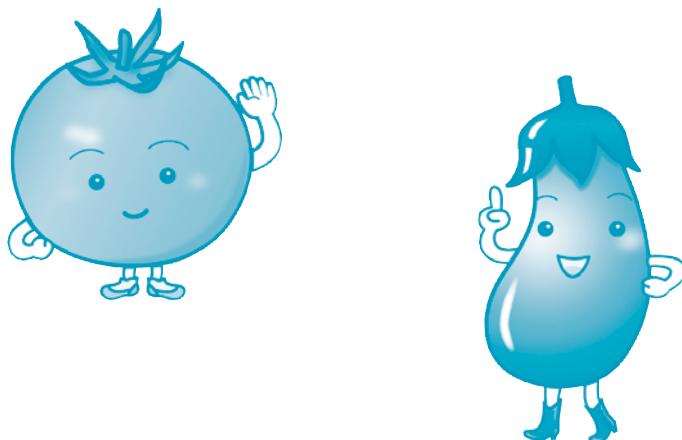
昭和46年度から「稻作転換促進対策事業」が実施されるにあたり、県を単位として稻作転換に関連する野菜の価格差補給事業を実施するため、愛知県、愛知県農協中央会、愛知県園芸連（当時）をはじめ農協連合会及び県内の農協が会員となって設立された（独）愛知県青果物価格安定基金協会が前身で昭和60年に現在の名称になり、平成25年に公益法人化されました。

特定野菜等供給産地価格差補給事業等、果実経営支援対策事業等の他、園芸種苗生産供給事業業務も行っています。

協会は、生産者・出荷団体（JAあいち経済連・農協）の分担金と（独）農畜産業振興機構等の補助金及び特定野菜等供給産地価格差補給事業の造成資金等の運用益等によって運営されています。

この制度を積極的に活用しましょう

“加入しておけば安心”



“しがも、掛け捨てではありません”

詳しいことは

愛知県農業水産局農政部園芸農産課
☎ 052-954-6418(ダイヤルイン) FAX 052-954-6932

J A あいち経済連園芸部青果販売課
☎ 0532-47-8225 FAX 0532-47-8247

公益社団法人愛知県園芸振興基金協会
☎ 052-951-3639 FAX 052-962-0711

へおたずねください

野菜価格安定制度のあらまし

～安値補てんと需給調整～

令和2年5月 発行

監修 愛知県農業水産局農政部園芸農産課
印刷 興栄印刷株式会社